

2.11. 中国

2.11.1. 調査の方法

文献調査及び電話ヒアリングを行った。文献調査の対象は、法文、論文、報告書、専門書籍等である。使用した法文については、2.11.2. (3) で示す。論文、報告書、専門書籍等については、都度、脚注に示す。

なお、法令は頻繁に改正されることがある。最新の状況や解釈等について中国政府が発表した原典を確認されたい。

ヒアリング先は図表 2.11-1 の通りである。

図表 2.11-1 ヒアリング先一覧

環境保護部化学品登記中心危険化学品管理部
環境保護部化学品登記中心新化学物質管理部
環境保護部政策法規司法規処
清華大学

2.11.2. 調査の結果

(1) 背景

中国は、戦後の緊張した国際環境から平和への緩やかな変化を背景に、1979年に改革开放政策を打ち出した。その後計画経済により市場経済への移行が始まり、90年代には市場経済の形が整った。外国資本を積極的に受け入れ、安価な労働集約産業により「世界の工場」といわれるまでに至った。

その過程において、他の国と同様に、都市部での大気や水質の汚染、廃棄物等の都市環境問題が深刻化してきた。

環境保護を基本国策として確立したのは、「環境保護事業の一層の強化に関する国務院の決定」（1990年）であり、その中で、「生産環境と生態環境の保護と改善、汚染その他の公害の防止と改善は、わが国の基本国策である」としている。

しかしながら、環境保護を国策としつつも、その後も中国は、経済発展を最重要課題としてきた。

そのような状況の中、2001年のWTO加盟は、中国の化学物質管理にとって大きな契機となった。国際経済体制へ加盟し、高度経済成長を遂げた中国に対して、世界の各国から数々の要求が発生したのである。中国産野菜の残留農薬や中国製商品の安全性の問題等、中国の化学物質管理に関する社会的懸念も増した。

このような背景を受け、中国は「化学物質管理の国際整合性」が経済発展にとっても重要な要因と位置づけて、2000年以後、化学物質に関する規制を急速に充実させている。

(2) 全体的状況

中国の化学物質管理の全体的状況は、以下の通りである（ここでは当該国の全体感や特徴を掴みやすいよう、概要を示すこととし、具体的な事実や詳細は、次項の（3）で示す）。

・新規化学物質の事前審査、既存化学物質リスト、ハザード管理、リスク管理：

新規化学物質の事前審査制度がある。審査の対象となるのは、「既存化学物質リスト」に掲載されていない物質である。

申請においては、有害性試験結果の提出が求められる。必要な試験は、申請物質の年間製造・輸入量によって異なる。申請された情報に基づいて、行政が申請物質のリスク評価を行い、その結果一般新規化学物質と危険類新規化学物質に分類される。危険類新規化学物質は追跡管理が行われる。

このように、中国の新規化学物質の評価はリスクベースで行われている。新規化学物質の申告は2010年10月にスタートしたばかりであり、実際にどの程度の精度、速度で審査が行われるのかについては不明なところである。

また、既存化学物質について新たに評価を行う動きは今のところない。

・GHS：

各省庁や委員会から構成される共同推進グループが立ち上げられ、国家発展改革委員会（NDRC）が主導をとり、環境保護部（MEP）、衛生部（MoH）、商務部（MoC）、安全保障部（MPS）、運輸部（MoT）、国家質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）、国家労働安全局（SAWS）等多くの省庁が協力してGHSへの対応を行っている。

これまでは規制ではなく強制力のある国家標準で対応してきた。しかしながら、複数の省庁間の調整が十分でなく、混乱を招いているため、今後は危険化学品安全管理条例を改定し、GHS制度を整理統合する予定となっている。

・海外の影響：

中国の外交政策は、周辺国との政治・経済的安定を図るためにASEANの連帯を保ちながら、WTO等の多国間協定、二国間協定等によって欧米等との繋がりも持たせ、大国との関係を維持するものとなっている。

化学物質管理については、欧州REACH、日本の化審法に影響を受けている。

また、現在スウェーデンとドイツのそれぞれと化学物質管理政策に関する協力体制を取っている。

・データベース：

毒性に関するデータベースがある（2.11.2.（4）参照）が、GHSの導入等の際して、より詳細で幅広いデータベースの必要性を感じているとの報告がある。なお、危険化学品に関する安全情報データベースの作成等、化学物質に関するデータベー

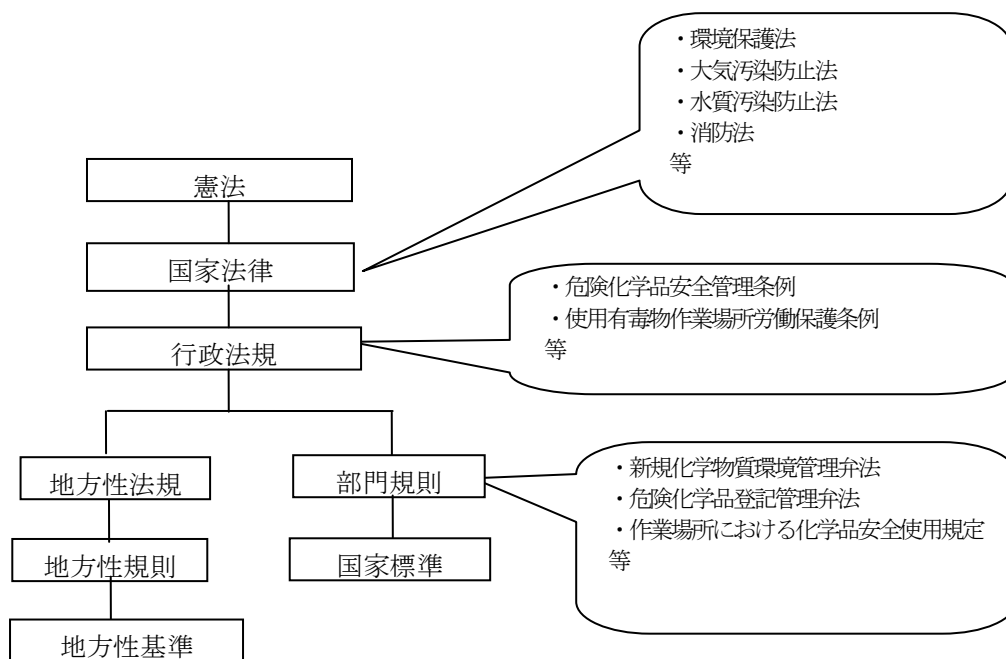
スの構築を進めている。

(3) 法体系

中国の法体系は憲法→法律→行政法規→地方性法規→地方性規則の序列となっている。

最上位の立法機関である全人代（日本の国会に相当）が制定するものが国家法律であり、「〇〇法」と呼称される。最上位の行政機関である国務院（日本の内閣に相当）が制定するものが行政法規であり、「〇〇条例」と呼称される。部と直屬機関（日本の省レベル）がそれぞれの権限範囲内で制定するものが行政法規であり、「〇〇弁法」又は「〇〇規則」「〇〇規定」と呼称される。さらにこれを補佐するものとして、国家標準が定められている。国家標準は「GB」で始まる管理番号が付けられているものが強制力のある標準、「GB/T」が推奨性、「GB/Z」が指導性の標準である。

中国における化学物質管理の法制度は、「環境保護法」に定める化学物質管理に関する規定を中心に、国家法規と部門規則、行政法規、地方法規及び化学物質管理標準等がある（図表 2.11-2 参照）。

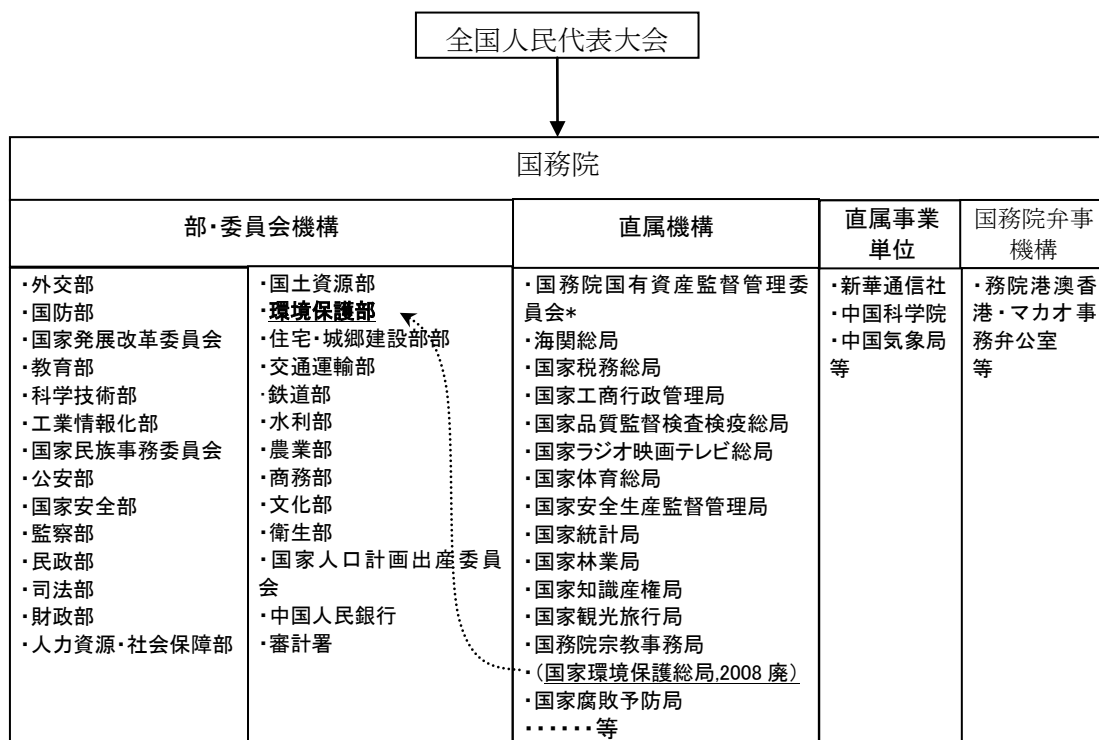


図表 2.11-2 中国の法体系（吹き出しは化学物質関連法）

中国の国レベルの組織体制は、最高意思決定機関である全国人民代表大会を頂点として、最高行政機関として法を執行する国務院、その下に化学物質管理関連の業務を所管する行政機関を含む、種々の部・委員会及び行政部門（局、院）となっている。国務院の組織を図表 2.11-3 に示す。なお、国務院の環境保護部(Ministry of Environmental Protection; MEP)は、2008年に国家環境保護総局(State Environmental Protection Administration; SEPA)が格上げされて発足した。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国



*特設直属機構

図表 2.11-3 国务院組織図

中国は4直轄市、23省、2特別行政区、5自治区に分けられ、計34の一級行政区が存在する。地方行政体制は、基本的に「省－市－県－郷鎮」の4層構造となっている。

法令に関する国家と地方の分担については、国家関連主管部門は全国統括的な管理監督責任を果たしており、地方主管部門は実際法の施行を実施している。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-4 中国の化学物質管理の法体系

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a)-1 化学物質一般	化審法	新規化学物質環境管理弁法	◎英語： FAOLEX http://faolex.fao.org/docs/texts/chn98033E.doc ◎日本語： 化学物質国際対応ネットワーク http://www.chemical-net.info/pdf/2011_China_j.pdf ◎日本語： JETOC(2010)、「中国新化学物質環境管理弁法及び新化学物質申告登記指南・関連資料」平成22年10月 ○中国語： FAOLEX http://faolex.fao.org/docs/texts/chn98033.doc	国家環境保護部 (MEP) 汚染防止司化学品環境管理处 http://www.mep.gov.cn/ http://www.crc-mep.org.cn/
		安全生産法	○英語： Law Info China http://www.lawinfochina.com/NetLaw/display.aspx?db=law&sen=rLdDdW4drhdDdWrdrDd5dWddrLdvdWLd9Dd6dWrd9ddxdWud/DdFdW4d/dd5dWud/ddTdWud9Dd+&Id=2387&KeyWord=Production%20Safety%20Law&# ○日本語： JICA http://www.safety-jica.com/jp/pdf/fagui01.pdf ◎日本語： 国際安全衛生センター http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/china/law/production/index.html ○中国語： http://www.chinasafety.gov.cn/629-2.htm	国家安全生産監督管理局 http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/
	危険化学品安全管理条例 (中華人民共和國國務院令)	◎英語： 環境保護部	商務部*	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の 項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
		344号)	http://www.crc-mep.org.cn/English/regulation.htm ○日本語： 神鋼リサーチ株式会社、「中国環境法詳解」2009 ◎日本語： JETOC(2007)、「中国化学品管理関連法規」平成19年9月 ◎日本語： 中国唐山市 http://www.e-tangshan.cn/houritu/kikenbutsu%20anze%20kanri%20jyorei.pdf 北京週報 http://japanese.beijingreview.com.cn/zt/txt/2008-03/14/content_104946.htm ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=343629	www.mofcom.gov.cn/
		化学品の初回輸入及び有毒 化学品の輸出入環境管理規定	◎英語： 環境保護部 http://english.mep.gov.cn/special_reports/chemical_regulation/toxicchemicals/200712/t20071217_115159.htm ◎日本語： JETOC(2007)、「中国化学品管理関連法規」平成19年9月 ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=10293	環境保護部 http://www.mep.gov.cn/
労働安全 衛生	労安法	中華人民共和国職業病防止 法	◎英語： 中国政府公式 web ポータル http://www.gov.cn/english/laws/2005-10/10/content_75718.htm ◎日本語：	衛生部 www.moh.gov.cn/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の 項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
			国際安全衛生センタ http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/china/law/preventlaw/1.html ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=16435	
		中華人民共和國有毒物質作業場所労働保護条例 (中華人民共和國國務院令352号)	◎日本語： JICA http://www.safety-jica.com/jp/pdf/fagui04.pdf ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=17374	国家安全生産監督管理局 http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/
		化学品作業場所安全使用規定	◎日本語： JETOC(2009)、「中国労働安全衛生関連法規類(標示・MSDS)」平成22年5月 ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=17374	国家安全生産監督管理局 http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/
(a)-2 化学物質一般 (GHS)	労安法等	-	-	-
特定用途	(b) 毒物	毒劇法	劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法 ◎英語： FAOLEX http://faolex.fao.org/docs/texts/chn53393.doc	交通部 www.moc.gov.cn/
	(c) 危険物	消防法	中華人民共和國消防法 ○英語： http://english.fire.net.cn/newsen.aspx?id=31825 ○中国語： 法律図書館 http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=269847	公安部 www.mps.gov.cn/
	(d) 食品 添加物	食品衛生法	食品安全法 ◎英語： FAOLEX	衛生部

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の 項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
			http://faolex.fao.org/docs/texts/chn87655.doc ○日本語： JETRO http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/agriculture/pdf/sanitation_004.pdf	www.moh.gov.cn/
(e) 消費者製品	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	-	-	-
(f) 建材	建築基準法	建築法	○日本語： (財)建設経済研究所による和訳 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/hourei/china/kenchikuhou_j.doc	住宅・城郷建設部
排出規制	(g) 大気、水質、土壌	大気汚染防止法	◎英語： FAOLEX http://faolex.fao.org/docs/pdf/chn52652E.pdf ◎日本語： 神鋼リサーチ株式会社、「中国環境法詳解」2009	環境保護部 http://www.mep.gov.cn/
		水質汚濁防止法	◎英語： FAOLEX http://faolex.fao.org/docs/texts/chn23549.doc ◎日本語： 神鋼リサーチ株式会社、「中国環境法詳解」2009	環境保護部 http://www.mep.gov.cn/
	土壌汚染対策法	-	-	-
	(h) PRTR	化管法	-	-

*条例第5条には「経済貿易総合管理部門」とあるが、2003年に「国家経済貿易委員会」と「対外貿易経済合作部」が合併し「商務部」となった。

(a)-1 化学物質一般

化学物質一般に関する法令として、以下について順に述べる。

- ・新規化学物質環境管理弁法
- ・中華人民共和国安全生産法と危険化学品安全管理条例
- ・化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定
- ・職業病防止法、有毒物質作業場所労働保護条例、化学品作業場所安全使用規定

【新規化学物質環境管理弁法】

日本の「化審法」に該当するのが「新規化学物質環境管理弁法」であるが、これは中国の環境保護部が制定・公布した部門規則、すなわち省令レベルの法規である。本法の内容を図表 2.11-5 に示す。

本法の制定の経緯について述べる。

2000年代初期からの急速な経済発展と、それによる諸外国との輸出入の増加によって、従来の「既存化学物質」に規定されていない新化学物質の取り扱いが急増してきた。また、中国の環境保護事業の強化及び化学品の国際貿易の発展に伴い、化学品環境管理技術及び方法は諸外国と一本化させることが必要と認識された。

このため、これらの新化学物質を管理するための「新化学物質環境管理弁法」が2003年9月12日に旧国家環境保護総局（現環境保護部）によって公布された（国家環境保護総局令第17号）。

その後、2009年12月30日に、環境保護部2009年第3回部務会議において本弁法の改正が可決された（環境保護部令第7号）。改正後の「新規化学物質環境管理弁法」は、2010年10月15日から施行され、同時に2003年制定の旧弁法は廃止された。

図表 2.11-5 化学物質一般に関する法令（その1）

法令名	新規化学物質環境管理弁法
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本弁法は、新規化学物質による環境リスクを管理し、人の健康を保障し、生態環境を保護するために、《保留が必要な行政審査項目に対し行政許可を設定する国務院の決定》及びその他の関連法律、行政法規に基づき制定されている。本弁法は環境汚染防止、健康被害防止、危険性防止及び輸出入管理の4つの目的のために制定されている。^{第1条} ・上記目的を実現するため、国は新規化学物質のリスクの分類管理を行い、申告登録と追跡管理制度を実施する。^{第4条}
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国家環境保護部化学品登記中心（CRC-MEP）
規制対象物質と選定理由	<p>【新規化学物質】^{第3条}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本弁法の対象となる新規化学物質とは、「中国既存化学物質リスト¹」に記載されていない化学物質をいう。 ・「中国既存化学物質リスト」は、国家環境保護総局が制定・改訂し、公布している。 <p>【新規化学物質の分類】^{第3条、第50条}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質は有害性識別基準、分類基準に基づいて、次に分類される。

¹『中国現有化学物質名録』2010年版が <http://www.crc-mep.org.cn/iecscweb/> で公開されており、物質を検索できる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	新規化学物質環境管理弁法											
	<p>○一般類新規化学物質：有害性が未特定又は、有害性基準、分類基準を満たさない物質。</p> <p>○危険類新規化学物質：物理化学的有害性、人の健康又は環境に対する有害性があり、かつ有害性確認、分類基準を満たす新規化学物質。</p> <p>○重点環境管理危険類新規化学物質：危険類新規化学物質の中で、難分解性、生物蓄積性、人の健康又は環境に対する有害性を有する化学物質。</p>											
規制内容	<p>【新規化学物質の生産・輸入者による登録】</p> <p>・対象物質(新規化学物質)を生産・輸入する際は、その前に申告し、登録証を取得しなければならない。 <small>第5条</small></p> <p>・申告は通常申告、簡易申告及び科学研究記録申告の3つがある。申告に必要な資料や手続きの期間については以下の通り。 <small>第9条~14条</small></p>											
	申告の種類	生産・輸入量	申告時要求資料	手続き期間								
	通常申告	<table border="1"> <tr> <td>4級</td> <td>1000t/年以上</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100~1000t/年未満</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>10~100t/年未満</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>1~10t/年未満</td> </tr> </table>	4級	1000t/年以上	3級	100~1000t/年未満	2級	10~100t/年未満	1級	1~10t/年未満	<ul style="list-style-type: none"> - 新規化学物質通常申告 - 国の基準に従った分類、ラベル及び化学品安全技术説明書 - リスク評価報告書 - 物理化学的、毒性学的、及び生態毒性学的特性試験報告書* - 試験機関の資質証明書 	<ul style="list-style-type: none"> - 形式審査：5就労日 - 専門家審査：60日 - 国家環境保護部の承認：15就労日
4級	1000t/年以上											
3級	100~1000t/年未満											
2級	10~100t/年未満											
1級	1~10t/年未満											
	簡易申告	<p>通常： 1t/年未満</p> <p>特定事情： - 中間体又は輸出のみ—申告物質質量<1t/年 - 科学研究目的—0.1t/年≤申告物質質量<1t/年 - 新規化学物質モノマーの含量が2%以下のポリマーもしくは低懸念ポリマー - 製法及び製品の研究開発—申告物質質量<10t/年(2年以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 新規化学物質簡易申告表 - 中国国内で中国の供試生物を用いて実施した生態毒性学的特性試験報告書(通常の場合) - 特定な事情：事情に該当する証明書 	<ul style="list-style-type: none"> - 形式審査：5就労日 - 専門家審査(通常の場合のみ)：30日 - 国家環境保護部の承認：15就労日 								
	届出申告	0.1t/年未満かつ科学研究目的又は新規化学物質の生態毒性試験を、中国の供試生物を用いて行うための輸入	-新規化学物質科学研究記録表	<ul style="list-style-type: none"> - 形式審査：5就労日 - 専門家審査もしくは国家環境保護部の承認：なし 								
	<p>* 通常申告では、年間生産量又は輸入量によって分けられる階級(1級(10t/年未満)~4級(1000t/年以上))によって、要求される試験データが異なる。また、生態毒性試験は、中国の生物を用いて、規定にしたがって中国で行わなければならない。</p>											
	<p>・新規化学物質の申告人又は代理人は、中国国内で登録された機関でなければならない。 <small>第16条</small></p>											
	<p>・申告内容に機密情報が含まれる場合には、それを明記しなければならない。なお、人健康、環境影響に関する情報については、秘匿保持要求はできない。 <small>第18条</small></p>											
	<p>【登録手順】 <small>第20条、24条</small></p>											
	<p>・通常申告について：登記中心は、申告書の受理後5日以内に、環境保健部の化学物質環境管理専門家評議審査委員会に提出する。同委員会は、環境保健部が公布した新規化学物質の危害及びリスク評価導則及び化学品危害特性の識別、分類等の国の標準に従い、以下について審査(審査期間60日以内)し、環境部に報告する。評価のための情報が足りない場合は、申告者にそれを求めることができる。評価報告を受けた環境保健部は、15日以内に登録証の交付の許可/不許可を決定する。</p>											
	<p>(1) 名称及びラベル</p>											

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	新規化学物質環境管理弁法
	<p>(2) 物化性状、人健康、環境の側面からの有害性 (3) 暴露レベル及び人健康、環境に対するリスク (4) 人健康及び環境リスク抑制措置の妥当性</p> <p>・簡易申告について：登記中心は、申告書の受理後に、環境保健部に処理意見を報告する。環境保護部は要求を満たしているものは登録を許可し、登録証を交付する。</p> <p>【登録証】 第 25 条</p> <p>・登録証には、以下が記載されなければならない。通常申告の場合は以下のほかに、リスク抑制対策も含める。</p> <p>(1) 申告人又は代理人の名称 (2) 新規化学物質の名称 (3) 登録用途 (4) 階級、量 (5) 分類</p> <p>【情報伝達】</p> <p>・通常申告の登録証の所有者は、化学品安全技術説明書に、有害性について明記するとともに、加工使用者に以下の情報を伝達しなければならない。</p> <p>(1) 登録証に記載されたリスク抑制対策 (2) 化学品安全技術説明書 (3) 分類、警告ラベル、分類結果 (4) その他の関連する情報</p> <p>【譲渡】</p> <p>・通量申告の登録証の所有者は、リスク抑制措置を講じる能力の無い加工使用者に新規化学物を譲渡してはならない。 第 33 条</p> <p>【報告】 第 35 条, 36 条</p> <p>・通常申告の登録証の所有者は、初回生産活動の 30 日以内又は初回輸入で、加工使用者に移動して 30 日以内に、登記中心に対して活動状況報告表を提出しなければならない。</p> <p>・簡易申告の登録証の所有者は、毎年 2 月 1 日までに、登録を許可された新規化学物質の前年度生産・輸入量を登記中心に報告しなければならない。</p> <p>・危険類新規化学物質（重点環境管理危険類新規化学物質を含む）の登録証の所有者は、毎年 2 月 1 日までに、登録を許可された新規化学物質の下記の情報を登記中心に報告しなければならない。重点環境管理危険類新規化学物質の登録証の所有者は下記のほか、新規化学物質の本年度の生産・輸入計画及びリスク抑制対策の準備状況も報告しなければならない。</p> <p>(1) 生産・輸入状況 (2) リスク抑制対策実施状況 (3) 環境中への暴露及び放出状況 (4) 人健康、環境に影響を及ぼした状況 (5) その他、環境リスクに関する情報</p> <p>【既存化学物質への組み入れ】 第 41 条</p> <p>・一般新規化学物質は、登録証の所有者が初回の生産又は輸入の日より 5 年経過すると、環境保健部が「既存化学物質」に組み入れることを公告する。</p> <p>・簡易申告及び科学研究申告を行った新規化学物質は、「既存化学物質リスト」に組み入れられない。</p> <p>【罰則】</p> <p>・申告の過程で関連する状況の隠蔽、虚偽の情報を提供した場合は、1 万元以上 3 万元以下の罰金を科す。すでに登録証が発行されている場合は、これを取り消す。</p> <p>・活動の状況報告を行わなかった場合等は 1 万元以下の罰金他。</p>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

図表 2.11-5 にあるように、規制対象となるのは、「中国現有化学物質名録（中国既存化学物質リスト）に記載されていない化学物質」である。中国現有化学物質名録は、1992 年 1 月 1 日から 2003 年 10 月 14 日（新規化学物質環境管理弁法が公布される前日）までに中国国内で生産又は輸入された化学物質を収載したリストであり、環境保護部が編成している。本名録は、増補（追加訂正）申告手続を繰り返し、2009 年版に収録されている化学物質は合計 45,355 種類である。現在は 2010 年版が公表されている（<http://www.crc-mep.org.cn/iecscweb/>）。

なお、新規化学物質として登録証が発行された物質も、一定期間後に環境保護部によって公布後リストに追加されることとなっている（簡易申告及び科学研究申告対象物質を除く）。

<申告時に提出するデータ>

物理化学性状と毒性データに関して申告時に要求されるデータを図表 2.11-6 及び図表 2.11-7 に示す。このように製造・輸入量で 4 つに分類されており、級数が高いものほど要求される有害性試験項目が多くなる²。このような仕組みは、基本的に、製造・輸入数量の国内総量が 10t を超える場合には、一定量の試験データの提出を求める日本の化審法とは異なっている（図表 2.11-7 参照）。

また、提出するデータについては、試験データ、信頼性のある文献、データベース、QSAR、Read-across、専門家判断等の方法が採用可能であり、このように広い範囲の情報を用いてよいことになっている³。

なお、生態毒性学特性試験報告書は中国国内で中国の供試生物を用いて行われたデータを含んでいなければならない。

² 申告数量がより高い級に達した場合、追加試験データをしなければならない。

³ ただし試験データを優先する。試験データを使う場合は、試験機関の資格証明書を提出しなければならない。QSAR を使う場合には、採用した推算モデル、パラメータ、モデルを推奨又は開発した機関、バージョン等の情報を提出しなければならない。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-6 最低限要求されるデータその1：物化性状

項目	気体	液体	固体	除外条件
酸化性	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発性を有する。 ・高度燃焼性を有する。 ・有機過酸化物(実験でその分類級別を証明)である。 ・化合物が高い電氣的負原子を含有しない。 ・燃えやすい物質との放熱反応を起こす可能性がない。 ・固体の場合、初期の試験で酸化性があると分かった場合、完全な試験を行う必要はない。
自然温度(℃)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発性を有する或いは室温下で空気中で自燃する。 ・可燃範囲がない気体である。 ・空気中で燃えない液体である。 ・融点<160℃或いはその初歩結果が400℃にいたっても自熱の固体。
燃焼性	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発性或いは自燃の固体である。 ・空気に接触すると自燃する。
爆発性	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・分子中に爆発性に関連する化学基が存在しない。 ・爆発性に関連する基をもち、計算上の酸素平衡<200。 ・爆発性に関連する化学基を持つが、その分解能<500J/g 或いは熱分解開始温度<500℃。
臨界点	○			
沸点(℃)		○		<ul style="list-style-type: none"> ・気体のもの。 ・融点が300度以上或いは沸騰前に分解。そのような状況では、減圧条件下で個体的沸点を推定或いは測量できる。 ・沸騰前に分解する。
密度(kg/m ³)		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・気体のもの。 ・物質僅在含特殊な溶剤の溶液中でのみ安定である、かつ溶液の密度と溶剤の密度が類似している。このような状況下では、溶液の密度が溶剤の密度より高い或いは低いことを明記すること。
蒸気圧(kPa、℃)		○		<ul style="list-style-type: none"> ・融点300℃より高い。 ・融点が200~300℃の間の場合には、測量或いは公的計算方法を用いた限界値を提供可能である。
n-オクタノール-水分係数(logPow)		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・無機物。
水溶解度(g/L)		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・pH値が4、7及び9で加水水解する(半減期が12時間より短い)。 ・水中で酸化しやすい。 ・物質が水中で“不溶性”の場合、最低検出限界に至るまで限度試験を行う。
表面張力(N/m)		○		<ul style="list-style-type: none"> ・20℃における水中溶解度<1mg/Lである。
pH		○		
引火点(℃)		○		<ul style="list-style-type: none"> ・無機物である。 ・水溶液中の引火点が100℃以上の揮発可能な有機成分のみを含む。 ・推定引火点が200℃以上である。 ・ある種の特定材料の下で推定可能。
融点(℃)			○	<ul style="list-style-type: none"> ・融点/凝固点<-20℃。
粒径(μm)			○	<ul style="list-style-type: none"> ・販売或いは使用の形式が非固体或いは非顆粒である。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-7 最低限要求されるデータその2：毒性データ

表中の Q は製造・輸入量

分類	要求項目	1 級	2 級	3 級	4 級	免除条件 (特記しない限り下記のうちどれか1つを満たす場合)
		1≤Q <10t/ 年	10≤Q <100t/ 年	100≤Q <1000t/ 年	Q≥ 1000t/ 年	
毒理学	急性毒性*1	○	○	○	○	急性経口毒性試験 ・常温条圧で気体である。 ・皮膚腐食性がある。
						急性経皮毒性試験 ・常温条圧で気体である。 ・皮膚障壁を通過しにくい。
						急性吸入毒性 ・20°Cにおける蒸気圧<10hPa である。 ・物質の粒径分布中吸入部分<1%(重量百分比) かつ 使用時に発生するエアロゾル、微粒或いは液滴 MMAD>100μm である。
						皮膚刺激又は皮膚腐食性 ・常温常圧下で気体。 ・室温条件下で空気中で燃えやすい。 ・2000mg/kg 限度用量下での急性経皮毒性試験で皮膚刺激反応が見られない。 ・強酸(pH<2.0)或いは強アルカリ(pH>11.5)である。 ・急性経皮毒性が猛毒である。 ・構造-影響分析の結果、強い刺激性或いは腐食性があると分かった場合(皮膚刺激性或いは皮膚腐食性が有ると見なす)。 ・強刺激性あるいは腐食性を示す資料が既にある(皮膚刺激性或いは皮膚腐食性が見なす)。
						目刺激性 ・室温条件下で空気中で燃えやすい。 ・強酸(pH<2.0)或いは強アルカリ(pH>11.5)である。 ・皮膚刺激毒性が中等(を含む)以上である。 ・皮膚腐食性がある。 ・目刺激性を示す資料が既にある(皮膚刺激性が有ると見なす)。
	皮膚過敏性 ・常温常圧下で気体。 ・室温条件下で空気中で燃えやすい。 ・強酸(pH<2.0)或いは強アルカリ(pH>11.5)である。 ・接触濃度で、強烈的な刺激性、腐食性があると予期される。 ・過敏物質の化学構造と類似している(皮膚過敏性が有ると見なす)。					
28日間反復投与毒性*2	○	○	○	○	○	28日間反復経口毒性 ・常温常圧下で気体。 ・物質が迅速に分解し、かつ分解産物の情報が十分に有る。 ・信頼できる90日反復投与経口毒性或いは慢性経口毒性研究の資料がある。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

分類	要求項目	1級	2級	3級	4級	免除条件(特記しない限り下記のうちどれか1つを満たす場合)
		1≤Q <10t/ 年	10≤Q <100t/ 年	100≤Q <1000t/ 年	Q≥ 1000t/ 年	
						<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚腐食性がある。 ・常温常圧下で気体。 ・物理化学及び毒理学性質から皮膚から吸収されにくいことが分かっている。 ・物質が迅速に分解し、かつ分解産物の情報が十分に有る。 ・信頼できる90日反復投与経皮毒性或いは慢性経皮毒性研究の資料がある。
	28日間反復経皮毒性					<ul style="list-style-type: none"> ・20℃で蒸気圧<0.01Paである。 ・物質の粒径分布中可吸入部分<1%(重量百分比)かつ使用時に発生するエアロゾル、微粒或いは液滴MMAD>100µmである。 ・物質が迅速に分解し、かつ分解産物の情報が十分に有る。 ・信頼できる90日間反復投与吸入毒性或いは慢性吸入毒性研究の資料がある。
	28日間反復吸入毒性					
	致突然変異性*3	○	○	○	○	・致癌物質1類或いは2類;生殖発育毒性1類或いは2類(生殖細胞突然変異性、致癌性、生殖発育毒性があると見なす)。
	90日間反復投与毒性*4		○*4	○	○	・物質が迅速に分解し、かつ分解産物の情報が十分に有る。 ・信頼できる慢性毒性研究があり、同じ試験動物及び投与経路を採用している。
	生殖/発育毒性*5		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出生前発育毒性資料或いは2世代生殖毒性資料がある(生殖発育のスクリーニングデータを免除)。 ・致癌物質1類或いは2類である。 ・致突然変異物質1類或いは2類である。 ・生殖毒性1類或いは2類の分類基準を満足していることが既に分かっている;後三種の状況が生殖細胞致突然変異性、致癌性、生殖発育毒性があると見なされる。
	毒代謝力学*6		○	○	○	—
	慢性毒性*7				○	—
	致癌性				○	・生殖細胞突然変異性或いは生殖毒性があることが既に分かっている(生殖細胞致突然変異性、致癌性、生殖発育毒性があると見なす)。
	その他*8					<ul style="list-style-type: none"> ・反復投与毒性の無影響レベルが高い。 ・特異性標的器官系統毒性(反復接触)分類属性属が"分類できない"である。
生態毒性学	藻類生長阻害毒性	○	○	○	○	・水中溶解度<1mg/L かつ 生物膜を透過しない。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

分類	要求項目	1級	2級	3級	4級	免除条件(特記しない限り下記のうちどれか1つを満たす場合)
		1≤Q <10t/ 年	10≤Q <100t/ 年	100≤Q <1000t/ 年	Q≥ 1000t/ 年	
	ミジノコ類急性毒性	○	○	○	○	・水中溶解度<1mg/L かつ 生物膜を透過しない。 ・ミジノコ類繁殖試験等、同じ種の長期毒性試験が有る。
	魚類急性毒性	○	○	○	○	・水中溶解度<1mg/L かつ 生物膜を透過しない。 ・魚類 14 日延長毒性試験、魚類慢性毒性試験等の同じ種の長期毒性試験が有る。
	活性汚泥呼吸抑制毒性	○	○	○	○	—
	吸着/脱着性	○	○	○	○	—
	分解性	○*9	○*10	○	○	
	ミズ急性毒性試験	○*11	○*11	○	○	—
	魚類 14 日延長毒性試験*12		○			・水中溶解度<1mg/L かつ 生物膜を透過しない。
	大型ミジノコ類繁殖試験		○	○	○	・水中溶解度<1mg/L かつ 生物膜を透過しない。
	生物蓄積性		○	○	○	—
	魚類慢性毒性試験*13			○	○	—
	種子発芽・根生長試験			○	○	—

*1:急性毒性データには、急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚刺激、眼刺激、皮膚過敏作用を含む。

*2:28 日間反復投与毒性には、経口、経皮、吸入を含み、申告した用途とともに、少なくとも 1 種の暴露経路の試験データを提供すること。

*3:1 級の場合は、細菌復帰突然変異試験、体外染色体異常試験データを提出すること。申告物質に明らかな細菌毒性があり、細菌復帰突然変異試験が不適切な場合、或いは申告物質が哺乳動物細胞 DNA 複製システムに干渉することが既知の場合、哺乳動物細胞体外遺伝子突然変異試験データを提供することが可能。2 級以上は、げっ歯類椎動物細胞染色体異常試験又は小核試験データを提供すること。毒代謝力学試験の結果、申告物質が吸収されないと判明した場合又は標的臓器(骨髄)等に到達市内等の原因によって体内試験を行えない場合、その他試験データを提供すること。

*4:申告した用途とともに、少なくとも 1 種の暴露経路の試験データを提供すること。2 級の場合、28 日間反復投与毒性の結果、重篤な不可逆的損傷があった場合、又は無影響レベルが

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

低い場合、90日間反復投与毒性試験データを提供すること。

*5:2級の場合、生殖/発育スクリーニング試験データを提供する。もし申告物質に生殖毒性があることが既知であるなら、あるいは発生毒性を持つ物質と化学構造が類似しているならば、発育毒性研究を行わなければならない。申告物質申告物質に生殖毒性があることが既知であるなら、或いは生殖毒性を持つ物質と化学構造が類似しているならば、生殖毒性研究を行わなければならない。3級からは、催奇形試験と2世代生殖毒性データを提出すること。

*6:2級の場合、吸収力学的の関連情報を提出すること。3級からは、完全な毒代謝力学の関連情報を提出すること。

*7:申告した用途とともに、少なくとも1種の暴露経路の試験データを提供すること。

*8:申告物質に明らかに標的器官毒性があると分かる資料がある場合は関連する毒性データ、有機リン物質の場合は神経毒性データを提供すること。

*9:快速生物分解試験データを提出すること。データは申告物質の性質にあった試験方法を採用して完成すること。

*10:試験の結果快速生物分解性がない場合、固有生物分解試験データを提出すること。試験の結果生物分解性がない場合、pH値に関する加水分解作用試験データを提出すること。

*11:水中溶解度<1mg/L かつ log Koc>3.5の場合に提出が必要。

*12:魚類慢性試験は魚類14日延長毒性試験で代替可能。

*13:次の中から1つを選択可能。魚類早期生命段階毒性試験、魚類胚胎・卵黄嚢吸収段階短期毒性試験或いは魚類幼体生長試験

<新規化学物質の審査、分類>

新規化学物質は、申告時に申告者から提出される有害性、暴露に関するデータをもとに、一般類新規化学物質、危険類新規化学物質、重点環境管理危険類新規化学物質に分類される。

分類は、申告情報に基づいて、環境保護部が召集した評議審査委員会が「新規化学物質の有害性調査のためのガイダンス（HJ/T154-2004）」と「常用危険性化学品の分類と表示（GB13690-92）」に従って、物理化学的有害性、人の健康又は環境に対する分類基準に照らして行われることになっている。

「新規化学物質の有害性調査のためのガイダンス（HJ/T154-2004）」によれば、人健康、生態影響について、以下の評価結果が得られることになっている。参考までに生態毒性に関する評価方法を図表 2.11-8 に示す⁴。

- ・複雑な有毒性評価と人暴露評価に基づき 4 段階の健康有害度レベル（最高・高・中・低）評価
- ・複雑な有毒性評価と環境暴露に基づいた 5 段階の環境有害度レベル（最高・高・中・低・なし）評価

評価の結果によって、以下の措置が採られる。

- ①有害性が極めて高い物質は、非承認の勧告を行い、製造・販売・使用を禁止
- ②有害性が高い物質は、承認を勧告するものの、製造・販売・使用を制限
- ③有害性が中程度の物質は、承認を勧告するものの、製造・販売・使用のための適正な保護措置に関する明確な要件をつける。
- ④有害性が低いもしくは無い物質は、（特別な）要件をつけずに、承認を勧告する。

⁴ 本ガイダンスは弁法の改正の前に出されているものであり、改正後の弁法との関係については、未確認である。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

<生態有害性分類>

$$S_{EH} = \sum_i \{ \text{有害性項目 } i \text{ の得点} \} / \sum_j \{ \text{有害性項目 } j \text{ の最大得点} \}$$

		得点				
		0	1	2	3	
有害性項目	急性毒性	LC50/EC50 (mg/L)	>100	10-100	1-100	≤1
	鳥類 7 日間	LD50(mg/L)	—	>150	>50-150	≤15
	分解性	-	易分解	固有生物分解	分解しない又は難分解	—
	吸着/脱着	吸着(%)	<25	25-75	≥75	—
		脱着(%)	<75	75-25	≤25	—
	ミジンコ類 21 日延長毒性	NOEC(mg/L)	>1	>0.1-1	>0.01-0.1	≤0.01
	生物蓄積毒性	BCF	—	<100	100-1000	≥1000
		Pow	—	<100	100-10,000	≥10,000
魚類 14 日/慢性毒性	NOEC(mg/L)	>1	>0.1-1	0.01-0.1	≤0.01	

<環境暴露分類>

$$S_{EE} = \{ \text{生産輸入量得点} \} + \{ \text{使用方法得点} \} + \{ \text{半減期得点} \}$$

得点	生産輸入量	使用方法	半減期
0	< 1t	化工閉鎖系	—
1	1t~10t	化工開放系	< 10
2	10t~100t	特殊用途大量分散	10~100
3	10 ² t~10 ³ t	社会上大量分散	≥ 100
4	10 ³ t~10 ⁴ t	—	—
5	>10 ⁴ t	—	—

<生態リスク評価マトリックス>

		環境暴露分類		
		高 ($S_{EE} \geq 8$)	中 ($5 \leq S_{EE} \leq 7$)	低 ($S_{EE} \leq 4$)
生態有害性分類	高 ($S_{EH} \geq 0.7$)	最高	高	中
	中 ($0.3 \leq S_{EH} < 0.7$)	高	中	低
	低 ($S_{EH} < 0.30$)	中	低	なし

新規化学物質の有害性調査のためのガイダンス (HJ/T154-2004) より作成

図表 2.11-8 生態毒性リスク評価手法

・規制内容：

規制の特徴を以下に述べる。

「中国版 REACH」といわれるほど、欧州の REACH と類似性が高い。新規化学物質の評価がリスクのベースで行われる点や、製造・輸入数量で要求事項が異なる点等が REACH と類似している。一方で、REACH ではリスク評価の主体が事業者であるが、本弁法では、行政である。また、REACH では既存物質までを評価の対象としているが、本弁法では新規物質のみを対象としている。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

今回の改正の主な変更点は、申告制度に加えて、分類による管理と追跡管理制度が導入された点である。すなわち新規化学物質を、危険有害性の基準により、一般類新規化学物質と危険類新規化学物質、重点環境管理危険類新規化学物質に指定し、危険類新規化学物質や重点環境管理危険類新規化学物質は追跡管理がなされる点である（図表 2.11-9 参照）。このような管理方法は、日本の化審法の優先評価化学物質に類似している。ただし、日本の化審法のように、既存化学物質の再評価や分類についての規定はない。

また、危険類新規化学物質や重点環境管理危険類新規化学物質の追跡管理では、輸出入量だけでなく、環境中への排出状況についても報告しなければならない。この点から、本弁法は PRTR 制度的な面も含んでいる制度であると言える。

本弁法を実施するため、環境保護部は、2010 年 9 月『「新規化学物質申告登記の手引き」等 6 件の「新規化学物質環境管理弁法」付帯文書の交付に関する通知』⁵を交付した。6 件の付帯文書とは以下である。

- ・新規化学物質申告登記の手引き
- ・新規化学物質監督管理検査規範
- ・新規化学物質通常申告表及び記入説明
- ・新規化学物質簡易申告表及び記入説明
- ・新規化学物質化学研究登録表及び記入説明
- ・新規化学物質初回活動状況報告表及び記入説明

図表 2.11-9 新規化学物質の追跡管理の内容

分類	初期活動の報告		年次報告書（年 1 回）	
	通常申告のみ		通常申告	簡易申告
一般類新規化学物質	-初回生産・輸入活動の際、状況報告表を送付		なし	-前年度の生産・輸入数量
危険類新規化学物質	同上		-前年度の生産・輸入数量 -リスク管理措置の実施 -環境への暴露及び放出 -環境及び人体への実際の影響 -環境へのリスクについてのその他の情報	
重点環境管理危険類新規化学物質	上記に加えて -異なる加工使用者へ移動するごとに、流通情報を送付。		上記に加え、 -本年度の生産・輸入数量計画 -リスク管理措置の実施準備状況	

⁵ http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm

・運用体制、実態：

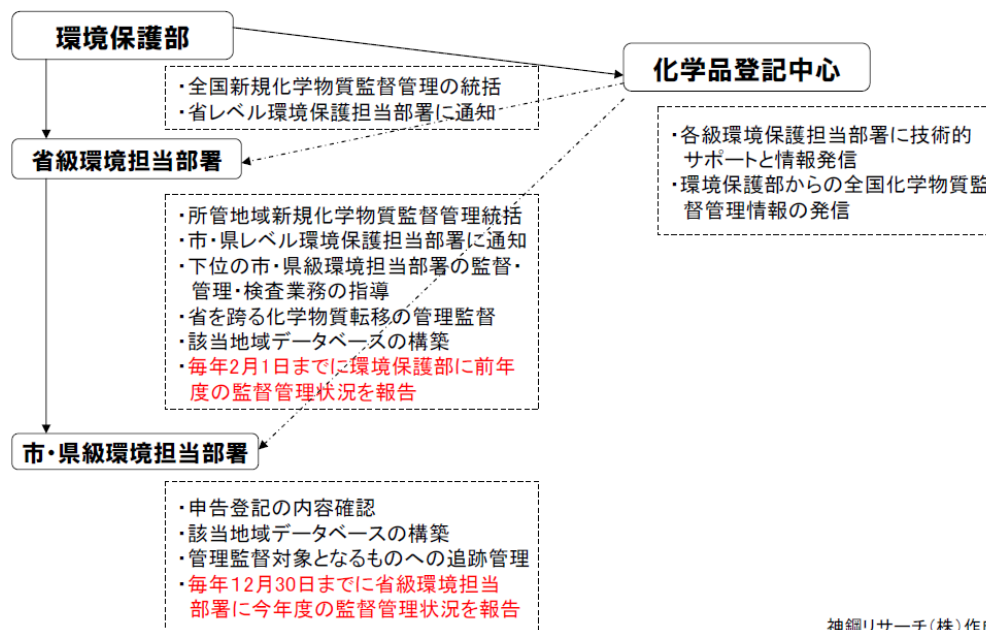
運用体制・実態等について以下に記す⁶。

<運用体制・予算>

監督管理責務の分担を図表 2.11-10 に示す。環境保護部汚染防止司化学品環境管理处は同法の運営主管部門であり、全国の新規化学物質環境の統括的監督・管理を行っている。しかし、化学品環境管理处の人員は 2 名しかないため、実際の管理業務は、環境保護部化学品登記中心(CRC-MEP)が実施している。同中心には、新規化学物質管理部と危険化学品管理部がある。新規化学物質管理部のスタッフが 17 名、危険化学品管理のスタッフが 19 名である。専門委員会は専門家 39 名からなり、新規化学物質の登録と審査を行う。

同中心は、環境保護部傘下の直接機構であり、予算は環境保護部から賄っている。

環境保護部における環境保護に関する 2010 年度の予算は 76,810 万元であり、うち、人件費を含む基本的な支出が 11,268 万元、プロジェクト支出が 65,541 万元の予定であった。また、環境保護部化学品登記中心の予算は 77.75 万元(人員経費 35 万元を含む)であった⁷。



神鋼リサー子(株)作成

図表 2.11-10 監督管理責務の分担

<運用実態、効果>

2009 年の新規化学物質の申告実績数は 101 である。また 76 物質を既存化学物質リストに追加した。

⁶ 運用体制、実態等に関する記載内容は、主にヒアリングで得たものである。

⁷ 環境保護部ホームページより。

<改正の予定>

同法は 2009 年に改正されたばかりであり、当面、法規制対象物質の見直しの予定は特にない。

<課題>

施行における課題は、測定技術レベルの向上である。

<参考にした国等>

化学品管理目標や管理目的、管理手法については、基本的に REACH を参考にしたものが多いが、REACH と比較すると、管理範囲と管理対象について、大きな違いがある。

制定や普及に関して、国際組織からの支援を受けている国際プロジェクトや他国との協力体制等は特にない。

【中華人民共和国安全生産法と危険化学品安全管理条例】

工業化学品を総合的に管理する基本的な法律はないが、関連する法律に「中華人民共和国安全生産法」があり、行政法規である「危険化学品安全管理条例」では、危険化学物質の取扱い全般について規定されており、包括的法規としての役割を有している。

「中華人民共和国安全生産法」は、中華人民共和国主席令主席令として第 70 号 2002 年 6 月の第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八回会議にて可決され、2002 年 6 月に公布、2002 年 11 月より施行された。法の内容を図表 2.11-11 に示す。

「危険化学品安全管理条例」は 2002 年 1 月に国務院第 52 回常務会議で第 344 号として認可、発布され、2002 年 3 月より施行開始された。同時に 1987 年に公布された「化学危険物安全管理条例」は廃止された。法の内容を図表 2.11-12 に示す。

図表 2.11-11 化学物質一般に関する法令 (その 2)

法令名	中華人民共和国安全生産法
目的等	・安全生産活動の監督管理を強化し、生産安全事故を防止・減少し、大衆の生命と財産の安全を保障して経済発展を促進するため制定された。主として事業活動に係わって生産・管理活動を行う管理者とその従業員を対象に規定された法律である。第 1 条
所轄官庁	国務院の安全生産監督管理担当部門 ^{第 9 条} 本法律に従った全国の安全生産業務の総合的に監督管理する。
規制対象物質と選定理由	・危険物の生産、販売、運送、保管、使用或いは廃棄処分は、関連主管部門がそれらに対応する法規の規定と国家基準或いは業界基準に則って審査許可するとともに監督管理を実施すると規定されている。第 32 条そのため、危険物については「新規化学物質管理弁法」、「危険化学品安全管理条例」等で規定された物質が対象となる。
規制内容	【対象】 ・中華人民共和国領域内で生産販売活動に従事する事業者（以下、「生産販売事業者」という）が行う安全生産活動に対し、本法が適用される。第 2 条 ・法律、行政法規で、消防安全と道路交通安全、鉄道交通安全、水路交通安全、民間用航空安全に別の規定がある場合は、その規定が適用される。第 2 条 【規制内容】 ・危険物の生産、保管用の建設事項は、国家规定により、安全条件の論証及び安全評価を行わなければならない。第 25 条 ・生産販売事業者は危険性が比較的大きい生産販売場所と関係する施設、設備に、明解な安全警告標識を設置しなければならない。第 28 条

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	中華人民共和国安全生産法
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産販売事業所が使用する、生命の安全に関して、危険性が比較的大きい危険物の容器、運送手段は、必ず関連の国家規定に従って、専門の生産事業所が生産し、専門的資質のある検査・測定機関の検査・測定で合格し、<u>安全使用証</u>或いは<u>安全ラベル</u>を取得して初めて使用できる。^{第30条} ・危険物の生産、経営、運送、保管、使用或いは廃棄処分は、関係主管部門がそれらに対応する法の規定と国家基準或いは業界基準によって審査許可するとともに、監督管理する。^{第32条} ・生産販売事業所は、<u>重大な危険源</u>を記録し、<u>保管書類</u>を作成し、<u>定期的に検査、評価、監督、規制</u>すると同時に、<u>緊急予備計画</u>を制定し、<u>従業員と関係者に緊急の場合に講ずるべき応急措置を告知する</u>。^{第33条}

図表 2.11-12 化学物質一般に関する法令 (その3)

法令名	危険化学品安全管理条例 (中華人民共和国国務院令 344 号)
目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に係わり取り扱う危険化学品の安全管理を強化することによって、人々の生命と財産の安全を保障し、環境を保護する。^{第1条}
所轄官庁 ^{第5条}	<p>国務院の経済貿易総合管理部門⁸及び省・自治区・直轄市人民政府の経済貿易管理部門：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品の安全監督管理の総合活動 ・危険化学品の生産、貯蔵企業の設立・改造・拡張の審査、経営許可証の発行 ・危険化学品の包装と容器の専門生産企業の審査 ・国内危険化学品の登録、危険化学品事故応急救護の組織と調整 <p>公安部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品の公共安全の管理、危険化学品の道路輸送安全の監督 ・劇毒化学物品の購入証票と購入許可証の発行、道路輸送通行許可証の審査 <p>品質検査部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品及びその包装と容器の生産許可証の発行、品質に対する監督 <p>環境保全部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄した危険化学品の処理の監督管理、 ・重大な危険化学品汚染事故及び危険化学品環境破壊事件の調査 ・有毒化学物品の事故現場の応急モニタリング、危険化学品の輸出登録 <p>鉄道部門と民航部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品の鉄道と民航を利用した輸送の安全管理 <p>交通部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品を輸送する道路輸送部門と水路輸送部門及びその輸送手段の安全管理、水路輸送の安全監督 ・道路輸送部門と水路輸送部門の運転手・操縦士・船員・運搬管理人員・輸送管理人員の資格認定 <p>医療衛生部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品の毒性鑑定、危険化学品事故死傷者の医療救助活動 <p>商工行政管理部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品の営業免許の審査と発行、市場経営活動の監督管理 <p>郵政部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険化学品郵送の監督と検査
規制対象物質と選定理由	<p>【危険化学品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例対象の危険化学品には、爆発物、圧縮ガスと液化ガス、可燃性液体と可燃性固体、自然発火物と吸湿可燃物、酸化剤と有機過酸化物、有毒物と腐蝕物が含まれる。 ・国家標準として公布された「<u>危険貨物品名表</u>」(GB12268-2005)⁹に記載されている

⁸ 条例第5条には「経済貿易総合管理部門」とあるが、2003年に「国家経済貿易委員会」と「対外貿易経済合作部」が合併し「商務部」となった。

⁹ <http://www.jinjiang.gov.cn/aqsc/files/2010/06/07/738992180304.pdf> で入手できる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	危険化学品安全管理条例（中華人民共和国国務院令 344 号）
	<p>物質。「劇毒化学物品目録」¹⁰と「危険貨物品名表」に未収載の他の危険化学品は、<u>国務院の経済貿易総合管理部門と公安・医療衛生・品質検査・交通等部門が合同で確定して公布する。</u>^{第3条}</p> <p>・「危険化学品名録(2002)」¹¹は上記で公布された物質リストである。</p>
規制内容	<p>・中華人民共和国領域内でこれらの危険化学品を生産、経営、保管、輸送、使用、及び廃棄危険性化学品を処分する事業者（団体と責任者）は、本条例と国家の安全生産に関する法律及びその他行政法規の規定を遵守しなければならない。ただし、民間用の爆発物、放射性物品、核エネルギー物質、都市ガスの安全管理に対しては、本条例は適用しない。^{第2条 第71条}</p> <p>【危険化学品の生産・貯蔵・使用】</p> <p>・危険化学品を生産・貯蔵する場合には、国の<u>審査・認可</u>が必要。^{第7条}</p> <p>・<u>劇毒化学物品</u>や<u>他の危険化学品の生産企業と貯蔵企業</u>を設立するには、省や市の担当部門に申請し、<u>審査を受けて許可証を得る</u>ことが必要。さらに、認可書に従って<u>商工行政部門に登録登記</u>が必要。^{第9条}</p> <p>・危険化学品を生産する場合、生産活動の前に、<u>国務院の品質検査部門に申請して、生産許可証を取得</u>しなければならない。^{第12条}</p> <p>・危険化学品を生産する場合、<u>化学物品の安全技術説明書（SDS）を添付し、安全ラベルを貼り付け</u>なければならない。^{第14条}</p> <p>・生産・貯蔵・使用する部門は、<u>安全評価を実施</u>（劇毒化学品は1回/年、他の危険化学品の場合は、1回/2年）しなければならない。^{第17条}</p> <p>・<u>劇毒化学物品の生産・貯蔵・使用部門は、生産量・販売量・貯蔵量、及びその用途を記録</u>しなければならない。盗難・紛失等の場合は公安部に報告しなくてはならない。^{第19条}</p> <p>【危険化学品の経営、販売】</p> <p>・危険化学品を経営、販売する場合は、<u>許可</u>が必要。^{第27条}</p> <p>・危険化学品を経営、販売する場合には、省や市の担当部門に申請し、審査を受けて<u>許可証を得る</u>ことが必要。さらに、認可書に従って商工行政部門に<u>登録登記</u>が必要。^{第29条}</p> <p>・<u>劇毒物を購入</u>する際は、市の担当部門に申請し、審査を受けて<u>購入証書</u>を得ることが必要。また、個人は農薬、殺鼠剤、殺虫剤以外の劇毒物を購入してはならない。^{第34条}</p> <p>【危険化学品の輸送】</p> <p>・危険化学品を輸送する場合は、<u>資格認定</u>を得ることが必要。^{第35条}</p> <p>・危険化学品の輸送管理者は、輸送安全知識を習得して市の交通部門の審査に合格し、<u>作業資格証明書</u>を取得して初めてその業務に就くことができる。^{第37条}</p> <p>・道路を利用して劇毒化学物品を輸送する場合輸送委託人は危険化学品の品名と数量、及び始発地・目的地・輸送路線、輸送部門・運転手・運搬管理人員・経営部門・購入部門の資格等に関する資料を提出することが必要。^{第39条}</p> <p>【危険化学品の登録】</p> <p>・国は、<u>危険物登録制度</u>を実行する。危険化学品の生産者、保管者及び毒劇物や数量が重大な危険源をもつ危険化学品の使用者は、<u>国務院の経済貿易総合管理部門に登録</u>が必要。^{第47条、48条}</p> <p>【罰則等】</p> <p>・違反した場合には<u>刑事罰等や罰金、許可取り消し</u>等。^{第55条～70条}</p>

¹⁰ <http://www.hxpaq.com.cn/>で入手できる。

¹¹ <http://www.hxpaq.com.cn/>で入手できる。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

規制対象の危険化学品は、第3条で「爆発物、圧縮ガス、液化ガス、可燃性液体、可燃性固体、自然発火物と吸湿可燃物、酸化剤と有機過酸化物、有毒物と腐蝕物」の8種類が含まれると規定されており、爆発物、毒物を含む広い範囲を規制対象としている。具体的には、以下の物質リストである。

- ・危険貨物品名表 (GB12268-2005)
- ・劇毒化学物品目録(2002) : 335 物質
- ・危険化学品名録(2002)

規定によれば、「危険性化学品名録」は2003年から毎年1回改訂・公布され、「劇毒化学物品目録」は公布の日から、不定期に改訂・公布されることになっている¹²。しかし「危険化学品名録」は第1版が2002年に公表されて以来、改定されていない¹³。第1版では、まだ「危険性貨物品名表」(GB12268)に入っていないその他の危険性化学品は公布されていなかったため、当時の「危険性貨物品リスト」(GB12268-2002)に挙げられた危険性化学品のみが掲載された。

危険性化学品は通常の危険性化学品のほか、生態保護と環境の質の要求から規制の必要なその他の化学品も含まれ、適用範囲が広い。中国で現在公布されている「危険性貨物分類・品名コード表」(GB6944-86)、「危険性貨物品リスト」(GB12268-90)、常用危険性化学品分類・標記」(GB13690-92)の3つの国家標準によれば、危険性化学品は大きく8種類に分けられ、それぞれがさらに詳細な項目に分かれている(図表 2.11-13 参照)¹⁴。

「劇毒化学物品目録」への収載根拠は2.7.1. (1) (b)を参照されたい。

¹² 「危険化学品登記管理弁法」等三規章の実施意見に関する印刷発行の通知(2002)

¹³ 神鋼リサーチ(2006), 「日本企業のための中国環境法 2006」には、「現在、「危険性化学品名録」(第2版)に関して、意見を求めるための草案が2004年12月に完成し、認可を申請している段階である」との記載があるが、第2版はいまだに公表されていない。

¹⁴ 神鋼リサーチ(2006), 「日本企業のための中国環境法 2006」

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-13 危険性化学品の分類（8種類）と「危険化学品名録」（2002）収載物質数

分類	物質	内容	物質数
第1類	爆発物	爆発物とは、外界の作用のもとで（例えば熱、摩擦、衝撃等を受けて）激しい化学反応を起こし、瞬時に大量のガスや熱量を発生させて急激な圧力の上昇、体積の急激な膨張により、周囲の環境、設備、人員に対する破壊や傷害をもたらす可能性のある物品を指す。爆発物は国家標準では5項目に分類され、うち3項目は危険性化学品、その他の2項目は弾薬等である。	80
	第1項	全体として爆発の危険がある物質・物品。過塩素酸等。	
	第3項	発火や小規模爆発の危険がある物質・物品。二重ニトロベンゼン等。	
	第4項	重大な危険性のない爆発物質・物品。テトラジル-1-酢酸等。	
第2類	圧縮ガス・液化ガス	圧縮、液化もしくは加圧溶解されたガスを指す。これらの物品は熱、衝撃もしくは強烈的な震動を受けると、容器内の圧力が急激に増大し、容器の破裂、物質の漏洩、爆発等が引き起こされる。	164
	第1項 可燃性ガス	アンモニアガス、一酸化炭素、メタン等。	
	第2項 不燃性ガス(助燃性を含む)	窒素ガス、酸素ガス等。	
	第3項 有毒ガス	塩素(液化したもの)、アンモニア(液化したもの)等。	
第3類	可燃性液体	常温下で揮発しやすく、その蒸気が空気と混ざると爆発性の混合物が形成される。3項目に分類される。	995
	第1項 低発火点液体	発火点-18℃以下の液体。アルデヒド、アセトン等	
	第2項 中発火点液体	発火点-18℃～23℃の液体。ベンゼン、メタノール等。	
	第3項 高発火点液体	発火点 23℃以上の液体。シクロオクタン、クロルベンゼン、メチルフェニルエーテル等。	
第4類	可燃性固体、自然発火物品、吸湿性可燃物質	火災を引き起こしやすい。燃焼特性によって3項目に分けられる。	252
	第1項 可燃性固体	発火点が低く、熱、衝撃、摩擦に敏感で、外部の火種で発火しやすく、急速に燃え上がり、有毒な煙やガスを発散する恐れのある固体。赤リン、硫黄等。	
	第2項 自然発火物	自然発火点が低く、空気中で酸化反応を起こして熱量を放出し、自己燃焼する物品。黄リン、三塩化チタン等。	
	第3項 吸湿性可燃物質	水反応可燃性物質と、激しい反応を起こし、大量に可燃性ガス・熱量を放出する物品を指す。火がなくても、燃焼や爆発を起こすものもある。金属ナトリウム、水素化カリウム等。	
第5類	酸化剤・有機過酸化物質	強い酸化性を持ち、燃焼・爆発を起こしやすい。成分によって2項目に分けられる。	351
	第1項 酸化剤	強い酸化性を持ち、容易に分解して酸素と熱量を放出する物質を指し、熱・震動・摩擦に対してかなり敏感である。塩素酸アンモニウム、過マンガン酸カリウム等	
	第2項 有機過酸化物質	分子構造中に過酸化結合を含む有機化合物を指し、可燃性・爆発性で、分解しやすく、熱・震動・摩擦に対してきわめて敏感である。ベンゾイルペルオキシド、メチル・エチル・ケトン・パーオキシド等。	
第6類	毒物	人(動物)の体内に入り、一定量が蓄積されると、体液・組織と生物化学作用・生物物理作用を起こし、肉体の正常な生理機能の攪乱・破壊、一時的もしくは持続的な病理変化をもたらして、生命の危険を招くこともある物品を指す。各種シアン化物、砒素化合物、化学農薬等。	1647
第7類	放射性物品	危険性化学品に属するが、『危険性化学品安全管理条例』の範疇には属さず、国は別に専門の条例を定めて管理している。	0
第8類	腐食物	人体の組織を火傷させ、金属等の物品に対して損傷をもたらす固体ないし液体を指す。	345
	第1項 酸性腐食物	硫酸、硝酸、塩酸等。	
	第2項 アルカリ性腐食物	水酸化ナトリウム、硫化水素カルシウム等。	
	第3項 その他腐食物	ジクロルアセトアルデヒド、フェノールナトリウム等	

出典：神鋼リサーチ(2006)、「日本企業のための中国環境法 2006」を一部加筆

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

・規制内容：

本法令は危険化学品のライフサイクル全般（生産、経営、貯蔵、輸送、使用、廃棄）について規定している。

危険化学品安全管理条例で規定されている安全技術説明書(SDS)は日本でいう MSDS であり、その意味では、日本の化管法に相当する。

条例を施行するための部門規則や国家標準が複数ある。以下はその一例である。

- ・危険化学品登記管理弁法（国家経済貿易委員会令）
- ・危険化学品経営許可証管理弁法（国家経済貿易委員会令）
- ・危険化学品包装物、容器定点生産管理弁法（国家経済法貿易委員会令）
- ・道路危険貨物運輸管理規定（交通部令）
- ・劇毒化学品購入及び公路運輸許可証管弁法律（公安部令）
- ・廃棄危険化学品環境污染防治弁法（環境保護部令）
- ・農薬の保管・運搬・販売・使用における防毒規程（GB12475-2006）、重大危険源識別基準（GB18218-2000）、常用危険化学品保管通則（GB15603-1995）等 18 の基準

危険化学品登記管理弁法には、以下のことが規定されている。

- ・国は国家化学品登記登録中心を設立、省・自治区・直轄市は、化学品登記登録事務所を設立し、登記及び申請内容の審査を行う。登記中心には 10 名以上、化学品登記登録事務所には 3 名以上のスタッフを置く。
- ・「危険化学品名録」が交付された日から 6 ヶ月以内に登記しなければならない。
- ・危険性の不明な化学品は、弁法実施から 1 年以内に、新化学品については、生産開始の 1 年前までに、国が認可した専門機関に委託して評価を行った上で、登記を行わなければならない。
- ・登記の内容は、危険な化学品を生産、貯蔵、使用する事業者の基本的状況、化学品の品種、数量、生産能力、年需要量、最大の保管量、化学品の安全技術説明、安全ラベル、新化学品と危険性が不明の化学品についての危険性識別評価報告等。
- ・化学品登記登録事務所に申請があった場合、申請後 20 就労日以内に審査を行い、登記中心に報告し登記資料を送付する。登記中心は、資料を受け取ってから 10 就労日以内に審査を行い、化学品登記登録事務所を通じて、登記証と登記番号を交付する。
- ・危険化学品の生産を中止した場合は、3 ヶ月以内に、使用を中止した場合は 7 ヶ月以内に登記抹消手続きを行う。

なお、危険化学品の管理のため、中央及び地方の登録事務所には、化学品管理データベースがある。

・運用体制、実態：

運用体制・実態等について以下に記す¹⁵。

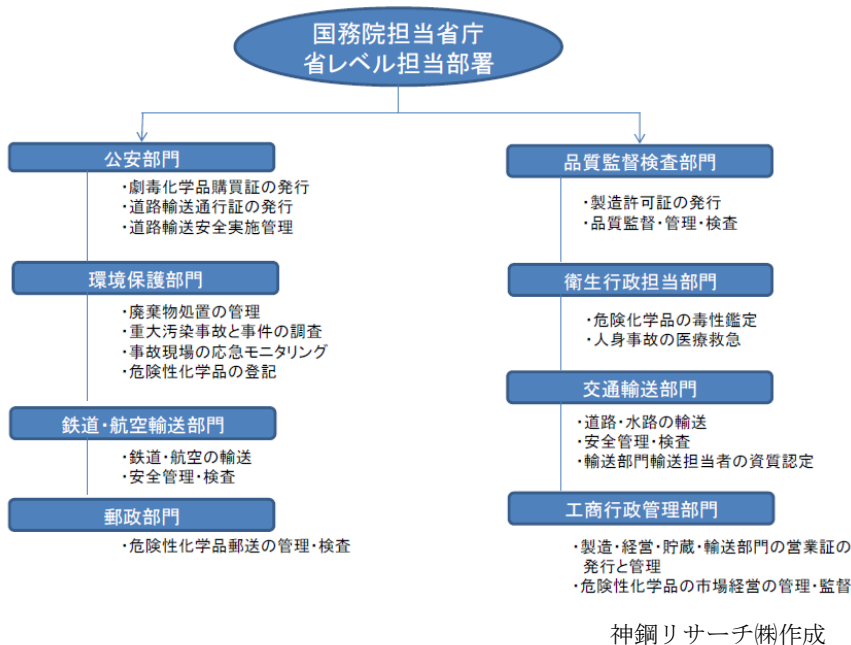
<運用組織>

¹⁵運用体制・実態等に関する記載内容は、主にヒアリングで得たものである。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

監督管理責務の分担は図表 2.11-14 の通りである。同法の管理体制は、工業・情報化部、公安部、品質監督検査・検疫総局、環境保護部、鉄道部、衛生部等の複数の部門が関わっている。



図表 2.11-14 危険性化学品安全管理における行政の管理体制と責務

<運用状況>

国家安全生产监督管理总局が 2010 年 1 月に発表した危険化学品登録作業状況によると、全国の危険化学品生産単は約 2 万 3000 社のうち、2009 年 12 月までに 20,392 社が危険化学品登録証を取得し、危険化学品登録率は 71%となった。そのうち 16,056 社が生産、3,856 社が使用、480 社が保管の登録を行っている。また国家危険化学品安全性情報データベースの初期開発をほぼ終了し、データベースには 67,273 の危険化学品の安全情報を収録した。¹⁶

<効果、改定の予定>

本法は、2002 年 3 月 15 日から施行され、危険化学品の安全管理の強化や、事故防止等に重要な役割を果たしたが、危険化学品の関連事故が依然として頻発に発生しており、安全確保ができない厳しい状況に置かれている(図表 2.11-15 参照)。そのため、2008 年に同法の改定案が制定され、2011 年 2 月に国务院の審査を得て、間もなく正式に公布される予定である。

なお、危険性化学品事故による環境汚染情報は、国家環境保護担当部門によって公開されることになっている。

16

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5485/2010/0104/94149/content_94149.htm

図表 2.11-15 危険性化学品事故の推移

年	事故数	死亡人数
2003	266	428
2004	193	291
2005(1月～11月)	164	204

出典：中国安全生産科学研究院「中国危険化学品法規と事故略説」

<運用に関する市民や業界団体との係わり>

運用に関して、市民や業界団体との係わりは特に無い。

<課題>

「危険化学品名録」の改定が課題となっている。

<他国との協力体制、支援等>

制定や普及に関して、国際組織からの支援、他国と協力体制等はない。

【化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定】

「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」は、ロンドンガイドライン、POPs 条約、PIC 条約を根拠とし、有毒な化学品の輸出入管理強化を目的に、1993年3月16日公布、1994年5月1日から施行されている。規定は2つの骨格から成るが、そのうち初回輸入登録制度はWTO加盟に伴って廃止した。廃止はされたが、法令の条文は削られることなく、存続している。同規定の内容を図表2.11-16に示す。

図表 2.11-16 化学物質一般に関する法令 (その4)

法令名	化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定
目的	・人体の健康と生態環境を保護し、化学品の初回輸入及び有毒化学品輸出入の環境管理を強化し、「国際貿易における化学品の情報交換に関するロンドンガイドライン(1989修正版)を施行するために施行されたものである。第1条
所轄官庁	環境保護部 ^{第5条} 化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入に対して、総合的な監督管理を行なう。ロンドンガイドラインに記述されているPIC手続きを施行する。 「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」の公表、有毒化学品の輸出入環境管理登記の審査及び許可を行なう。 「国家有毒化学品評議審査委員会」の設置。委員会は登記申請に関する審査及び本規定の実施に関する技術的な答申。任期は3年。第7条 国家税関 ^{第6条} 許可証に基づく検査、通関許可 対外貿易経済部（現在の商務部） 有毒化学品の輸出入申請書類の審査、「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」の公表
規制対象物質と選定理由	・「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」 ¹⁷ に記載されている化学品に適用する。第3条 【有毒化学品】 ・環境に放出された後、環境中の残留、生物中の蓄積、生物学的転換又は化学反応等により、健康及び環境に悪影響を及ぼす、又は接触により人に重大な危害を及ぼすある

¹⁷ 「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録(2011)」(158物質)は、http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201012/t20101231_199380.htm から入手できる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定
	<p>いは潜在的な危険性を持つ化学品。第4条</p> <p>【禁止する化学品】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康及び環境に悪影響を及ぼすため、完全に使用が禁止される化学品。第4条 <p>【厳しく制限する化学品】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康及び環境に悪影響を及ぼすため、使用が禁止されるが、指定を受け、特殊な条件下では使用できる化学品。第4条
規制内容	<p>【輸入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒化学品を外国企業及びその代理人が中国に輸出し、又は国内企業が外国から輸入するたびに、あらかじめ国家環境保護局に有毒化学品の輸入環境管理登記を申請しなければならない。輸入を許可する場合は、「化学品輸(出)入環境管理登記証」及び「有毒化学品輸(出)入環境管理通過許可通知書」を発給する。通知書は1ロット1通で、1通の「通知書」は有効期間内において1回のみ通関申請に使用できる。第12条 <p>【輸出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒化学品を輸出する場合、あらかじめ国家環境保護局に有毒化学品の輸出環境管理登記を申請しなければならない。国家環境保護局は申請を受理した後、輸入国の主管部門に通知しなければならない。輸入国の主管部門から輸入に同意する通知を受けた後、申請者に輸出を許可する「化学品輸(出)入環境管理登記証」を発給する。第10条 <p>【審査期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学品の輸出入環境管理登記の審査期間は、受理した日から30日を越えない。第16条

「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」に記載されている有毒化学品を輸出入する企業は、「有毒化学品輸出入環境管理登記手引き」に従い、有毒化学品輸出入環境管理登記を申請しなければならない。

「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」は適宜更新されており、2011年版ではストックホルム条約及びロッテルダム条約で規制される有害化学物質を含む158物質が記載されている。

輸出入される有毒化学品の管理を強化するため、2009年に環境保護部は「有毒化学品輸出入環境管理登記の認可手順」を制定した。これにより、2010年1月以降に「中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録」に記載されている化学品を輸出入する場合には、「有毒化学品輸出入環境管理登記の認可手順」に従って、有害化学物質輸出入環境管理登記を行わなければならない。

中国域外の輸出業者の登録手続きの概要は図表 2.11-17 の通りである。また、中国域内の輸入業者は、登記証に記載された有毒化学品の輸入ごとに、有毒化学品輸入環境管理通過許可通知書の申請を行う。

図表 2.11-17 登録手続きの概要

項目	概要
所轄	国家環境部 (MEP)、同局化学品登記中心 (CRC-MEP)
申請者	中国域外の輸出業者
申請対象	有毒化学品目録収載の化学品 (輸出契約の中の化学品毎)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 有毒化学品輸入環境管理登記申請書 渉外契約 中国域内の輸入業者の「中華人民共和国輸出入企業資格証書」の写し
登記費用	10,000 米ドル/登記証

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

項目	概要
審査期間	申請受理日から6週間
有効期間	2年

【職業病防止法、有毒物質作業場所労働保護条例、化学品作業場所安全使用規定】

職場での化学物質の使用に関する規定が定められているのは、主に以下の2種類である。

- ・職業病防止法（図表 2.11-18）及び有毒物質作業場所労働保護条例（図表 2.11-19）

「中華人民共和国職業病防止法」は2002年に施行された。それに合わせて有害化学物質に特化した下位法令として「有毒物質作業場所労働保護条例」が2002年5月12日に公布、施行された。

- ・化学品作業場所安全使用規定（図表 2.11-20）

「化学品作業場所安全使用規定」は、「中華人民共和国労働法」とその他関連法規に基づき、制定された。労働部化学工業部の通知により公布、1997年1月1日より施行されている。

図表 2.11-18 化学物質一般(労働安全)に関する法令 (その1)

法令名	中華人民共和国職業病防止法
目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・職業病を予防及び治療し、労働者の健康と権利を守りながら経済を発展させることを目的とする。<small>第1条</small> ・本法で言う「職業病」は、労働者が作業中に粉塵、放射性物質とその他有毒・有害物質に触れる等の要因により患った疾病を指す。<small>第3条</small>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国务院の衛生行政部門は、全国の職業病予防及び治療に関する管理監督に責任を持つ。国务院の関係部門は、職業病予防及び治療の管理監督に職責の範囲内で責任を持つ。<small>第8条</small> ・県クラス以上の地方人民政府の衛生行政部門は、その行政区域内の職業病予防及び治療に関する管理監督に責任を持つ。<small>第8条</small>
規制対象物質と選定理由	-
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職業病の危害を及ぼす恐れがある化学品、放射性同位元素と放射性物質を含む材料を使用者に供給する場合、中国語の説明書を添付しなければならない。説明書には、製品の特性、主要な成分、存在する有害要因、発生する恐れがある危害の影響、安全に使用するための注意事項、職業病の予防及び治療とその応急的救護・治療措置の内容を明記しなければならない。製品の包装には、目立つ警告標示（中国語の説明を付す）をしなければならない。上述の材料を貯蔵する場所には、定められた所に危険物標識又は放射線警告の標識を設置しなければならない。<small>第26条</small> ・職業病の危害と関係がある化学材料を国内で初めて使用する又は初めて輸入する場合、使用者又は輸入者は、国の規定に基づき、国务院関係部門の許可を得た後、国务院の衛生行政部門に、その化学材料の毒性鑑定及び所轄部門の登録登記又は輸入許可の文書等の資料を届け出なければならない。<small>第26条</small>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-19 化学物質一般(労働安全)に関する法令 (その2)

法令名	中華人民共和國有毒物質作業場所労働保護条例 (中華人民共和國國務院令 352 号)
目的等	・作業場所の有毒物質の安全使用を保障し、職業性の中毒危害を予防、抑制及び除去し、労働者の命の安全、身体健康及びその関連權益を守るため、職業病防止法及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づいて制定されている。第1条
上位法令	中華人民共和國職業病防止法
所轄官庁	県クラス以上の人民政府の衛生行政部門
規制対象物質と選定理由	【有毒物質】 ・一般有毒物質と高毒性物質 ¹⁸⁾ に分けられる。高毒性物質の職場での使用に対して国より特殊な管理が行われる。 ・一般有毒物質及び高毒性物質のリストは、國務院衛生行政部門より関係部門と共同で国家標準に基づき制定、調整のうえ公布される。 ・現在、一般有毒物質は 206 物質群、高毒性物質は 54 物質群が収載されている。
規制内容	・作業場所では有毒物質を使用し、職業性の中毒危害が発生する恐れのある労働保護に適用される。第2条 ・国家基準に合致する有毒物質を使用し、職場で国が明文を以て使用を禁止する有毒物質あるいは国家基準に合致しない有毒物質を使用してはならない。第4条 ・有効な防護措置を講じ、職業性の中毒事故の発生を予防し、法に基づき労働災害保険に加入し、労働者の命の安全と身体の健康を保障しなければならない。第5条 ・国は中毒危害の予防、抑制、除去及び有益な新技術、新プロセス、新型材料の研究・開発・普及・応用を奨励する。中毒危害の深刻な技術、プロセス、材料の使用を制限又は淘汰し、職業病関連のメカニズムと発生の法則に関する基礎研究を強化し、職業病防止に関する科学技術レベルを向上する。第6条 ・有毒物質を使用する職場は黄色警告線 (高有毒物質は赤)、警告標識と中国語の警告説明を設置する。警告説明には職業性中毒危害の種類、結果、予防及び応急措置等の内容を含めなければならない。第12条 ・事業者は、職業性の中毒危害に関する防止設備、応急救護施設、警報通信装置の正常使用、施設の定期点検と修理、性能と効果の確認、良好な運転状態の確保を義務づけられている。また中毒危害に関する防護設備、応急救護施設と通信警報装置に異常状態が発生した場合、有毒物質を使用する作業を中止しなければならない。第20条 ・有毒物質には説明書を添付し、製品の特性、主要成分、存在する職業性の中毒危害の要因、危害発生後の結果、安全使用上の注意事項、職業性の中毒危害の防止及び応急措置等の内容を明記しなければならない。説明書のない又は要件を満たさないものは、販売してはならない。第22条 ・有毒物質の包装は、国家基準に従って、労働者の分かり易い方法で有毒物質の安全標識を貼り付け、目立つ警告標識と中国語の警告説明を加えなければならない。第23条 ・事業者は、國務院の衛生行政部門の規定に基づき、職業性の中毒要因に対し定期的に検査測定・評価を行わなければならない(高有毒物質の場合は月に1回の職業性の中毒危害要因の検査測定と半年に1回以上の職業性の中毒危害の抑制効果に関する評価)。検査測定・評価の結果を保管し、定期的に衛生行政部門に報告し、労働者に公開しなければならない。第26条 ・事業者は、有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、定期的に職業上の健康診断を行わなければならない。第32条

図表 2.11-20 化学物質一般(労働安全)に関する法令 (その3)

法令名	化学品作業場所安全使用規定
目的等	・作業場所での化学品の安全な使用を保障し、労働者の安全と健康を保護する目的で、「労働法」とその他関連法規に基づいて制定された。第1条
所轄官庁	県クラス以上の労働行政部門

¹⁸ 高毒物品目録(2003)は <http://www.chinagp.net/policy/142.html> から入手できる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	化学品作業場所安全使用規定
規制対象物質と選定理由	【危険化学品】 国家標準「化学品分類と危険性公示通則」(GB13690-2009) ¹⁹ に基づいて分類される常用の危険化学品を指す。 ^{第3条}
規制内容	・①「総則」②「生産事業所の職責」③「使用事業所の職責」④「販売、輸送と貯蔵事業所の責任」⑤「従業員の義務と権利」⑥「罰則」⑦「付則」の7章34条から構成されている。 ・本規定は、化学品の生産、販売、輸送、貯蔵と使用に従事する事業所と従業員に適用される。 ^{第2条} ・化学品の生産、使用、販売の事業所や従業員に対し、化学品の危険性の識別や安全性確保のためのラベルや標識の設置、安全技术説明書(MSDS)の作成、危険化学品の登録申請、管理方法等について規定している。また、作業場所の救急施設の設置、応急処置体制の構築の義務や、従業員の権利等についても規定している。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

「有毒物質作業場所労働保護条例」で規制対象となっている一般有毒物質は「一般有毒物質リスト(2002年版)」として206物質群、高毒性物質は「高毒性物質リスト(2003年版)」として54物質群が指定されている。各物質について暴露限界値が以下の3つの指標で規定されている。

- ・MAC(Maximum allowable concentration；最高許容濃度)
- ・PG-TWA (permissible concentration –time weighted average；時間平均濃度)
- ・PC-STEL (permissible concentration –short term exposure limit；短時間許容限度)

このほかに、職業病止法に施行に合わせて、指導性の標準である「仕事場の有害要素の職業曝露限度値」(GBZ2.1-2007, GBZ2.2-2007)が公表されている²⁰。ここでは300を超える化学物質についての暴露限界値が収載されている。

「化学品作業場所安全使用規定」で規制対象となっている危険化学品は、国家標準「化学品分類と危険性公示通則」(GB13690-2009)に基づいて分類される常用の危険化学品を指している。本通則はGHS基準に則したものである。

・規制内容：

日本の労安法では、安全衛生管理体制、健康被害の防止措置、有害物質の製造、許可、表示、安全性情報提供、作業環境が規定されている。一方職業病止法では、企業における管理体制の整備、作業環境管理、作業管理(表示義務含む)、健康管理、衛生訓練、リスクアセスメントを規定しており、労安法と同様に労働安全全般をカバーしている。

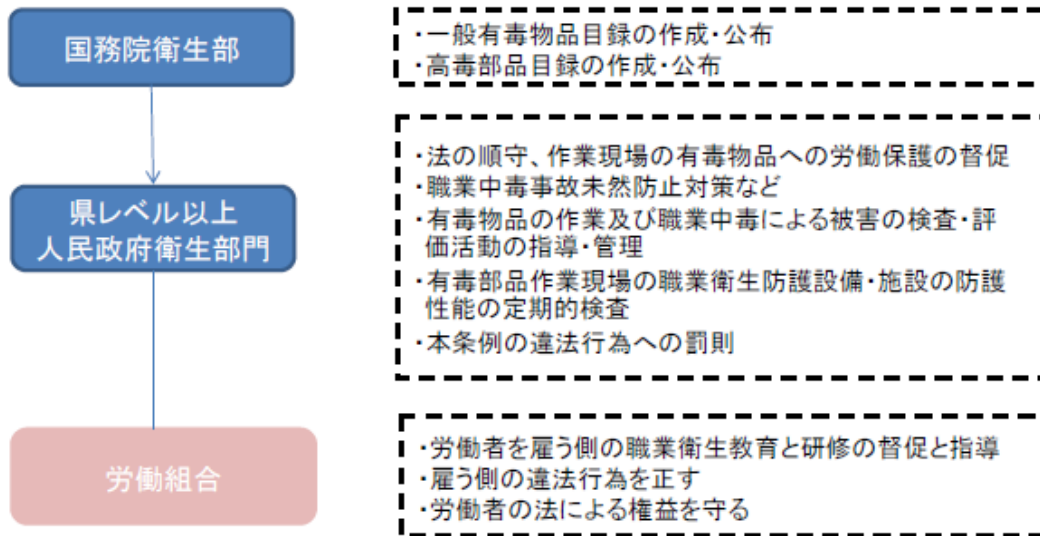
・運用体制、実態：

¹⁹ <http://wenku.baidu.com/view/4db38818964bcf84b9d57bfb.html> から入手できる。

²⁰ GBZ2.1-2007 (化学有害性要素 GBZ2.2-2007 (物理用途)) は百度文庫 <http://wenku.baidu.com/view/29b1bfda6f1aff00bed51ea1.html> から入手できる。

<運用組織・予算>

有毒物質作業場所労働保護条例の運用体制と役割分担を図表 2.11-21 に示す。なお、2010 年度の衛生部の予算は 592 億元であり、このうち、健康関連が 491 億元であった。



神鋼リサーチ(株)作成

図表 2.11-21 有毒物質作業場所労働保護条例の運用体制と役割分担

<職業病防治計画>

2009 年に国務院は職業病防治計画（2009-2015）²¹を公表した。それには、2015 年までの重点課題の 1 つとして職業中毒防止が挙げられている。有毒物としては、硫化水素、一酸化炭素、塩素、アンモニア、ベンゼン、重金属等が挙げられている。職業中毒の発生を防止するための対策として、生産設備の中毒危険調査を行い、設備、治療の管理を行うこと、有毒化学物質の製造・販売に関する技術改造を進めること、ハザードの監視、モニタリング、保護技術の研究を行うこと、職業中毒の予防治療ガイドブックを制定するとしている。

<効果>

国家安全生産監督管理総局によると、2010 年の事故件数は 363,383、死亡者数は 79,552 で、昨年と比較して事故件数で 4.2%、死亡者数で 4.4%減少した。危険化学品に関する死亡者数も 9.4%減少した²²。

²¹ <http://www.moh.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/mohwsjdj/s5853/200908/42586.htm>

²² 国家安全生産監督管理総局のホームページ
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4181/2011/0113/121258/content_121258.htm より

(a)-2 化学物質一般 (GHS 対応)

GHS への対応の状況について以下に述べる²³。

GHS への対応は、各省庁や委員会から構成される共同推進グループが立ち上げて行なっている。共同推進グループは、国家発展改革委員会 (NDRC) が主導をとっており、環境保護部 (MEP)、衛生部 (MoH)、商務部 (MoC)、安全保障部 (MPS)、運輸部 (MoT)、国家質量監督検閲検疫総局 (AQSIQ)、国家労働安全局 (SAWS) 等多くの省庁が参加して行っている。

法規制ではなく強制力のある国家標準による規定である。「化学品分類と危険性公示通則 (GB13690-2009)²⁴」及び「化学品安全ラベル編さん規定 (GB15258-2009)²⁵」に基づき 2010 年 5 月より実施されている。ただし「化学品安全ラベル編さん規定」については、1 年間の実施過渡期が定められているため、実質 2011 年 5 月が完全実施日と考えられる。

「化学品分類と危険性公示通則 (GB13690-2009)」は、国連 GHS の改定 2 版 (ST/SG/AC.10/30/Rev.2) と整合していないが、技術内容は同一であると述べられている。

このほか、MSDS に関する国家標準等について図表 2.11-22 にまとめた。なお図表 2.11-22 の GB/T 22234-2008 は日本の JISZ7251 : 2006 を採用したものである。

図表 2.11-22 中国 GHS・MSDS (SDS) に関連する主要な国家標準

標準名	国家標準番号	実施日	内容
化学品の分類及び危険性公示	GB13690-2009	2010 年 5 月	警告に関する国家標準
化学品安全ラベル編さん規定	GB15258-2009	2010 年 5 月 ただし 1 年間の実施過渡期つき	ラベル編さん規定
化学品安全技術説明書 (SDS) : 内容及び項目順序	GB/T 16483-2008	2009 年 2 月	化学物質等安全データシート (MSDS) に関する国家標準
GHS に基づく化学品標識規範	GB/T 22234-2008	2009 年 2 月	ラベルに関する国家標準
危険貨物の包装ラベル	GB190-2009	2010 年 5 月	危険貨物の包装ラベルに関する国家標準

²³ 本項では、主に次に述べる情報源を参考とした。EnviX 環境法コラム (<http://www.envix.co.jp/info/2010/01/china-ghs-msds-regulations-2010.html>)、化学物質国際対応ネットワークセミナー日中韓 GHS セミナー資料、化学物質国際対応ネットワークマガジン

²⁴ 「常用危険化学品の分類及び標識 (GB13690-1992)」を改定したもの。

²⁵ 「化学品安全ラベル編さん規定 (GB15258-1999)」を改定したもの。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-23 「化学品分類と危険性公示通則」で引用されている標準一覧

国家標準番号	内容	国家標準番号	内容
GB/T 16483-2008	「化学品安全技術説明書(SDS) 内容及び項目順序	GB 20589	酸化性液体
GB 20576	火薬類・化学品の分類、警告ラ ベル及び警告説明の安全規範	GB 20590	酸化性固体
GB 20577	引火性ガス	GB 20591	有機過酸化物
GB 20578	引火性エアゾール	GB 20592	急性毒性
GB 20579	酸化性ガス	GB 20593	皮膚腐食性・刺激性
GB 20580	高压ガス	GB 20594	目に重篤な損傷性・目刺激性
GB 20581	引火性液体	GB 20595	呼吸器感作性、もしくは皮膚感作性
GB 20582	可燃性固体	GB 20596	生殖細胞変異原性
GB 20583	自己反応性化学品	GB 20597	発がん性
GB 20584	自然発熱性化学品	GB 20598	生殖毒性
GB 20585	自然発火性液体	GB 20599	特定臓器・全身毒性-単回暴露
GB 20586	自然発火性固体	GB 20601	特定臓器・全身毒性-反復暴露
GB 20587	水反応可燃性化学品	GB 20602	水生環境有害性
GB 20588	金属腐食性物質		

これまでは多くの標準によって GHS に対応してきたが、複数の省庁間の調整が十分でなく、混乱を招いているため、今後は危険化学品安全管理条例を改定し、この中で GHS 制度が整理統合される予定となっている。

また、企業へのワークショップ等を通じた周知活動はあまり進んでおらず、化学物質に関する信頼できるデータや情報も不足しているということである。

(b) 特定用途（毒物）

日本の毒劇法に対応する法令は、「危険化学品安全管理条例」及び「劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法」である。「危険化学品安全管理条例」については(a)-1 を参照されたい。

「劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法」は2005年4月21日公安部部長公務會議にて可決された。2005年5月25日「中華人民共和國公安部令第77号」により公布、2005年8月1日より施行されている。図表 2.11-24 にその内容を示す。

図表 2.11-24 特定用途（毒物）に関する法令

法令名	劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法
目的等	・「劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法」は、劇毒化学品の購入や道路輸送の監督管理を強化し、国家財産と公民の生命財産の安全を保障するという目的により、「中華人民共和國道路交通安全法」、「危険化学品安全管理条例」等の法律、法規の規定に基づき、制定された。 ^{第1条}
所轄官庁	交通部、公安部
規制対象物質と選定理由	【劇毒化学品】 ・ 国务院の安全生産監督管理部門が国务院の公安、環境保護、衛生、品質検査、交通部門と共に決定、公表する「劇毒化学物品目録」 ²⁶ 。 ^{第2条}
規制内容	【適用範囲】 ・ 個人が農薬、殺鼠剤、殺虫剤を購入する場合は、本法は適用されない。 ^{第2条} ・ 国内で劇毒化学品を購入、道路輸送する場合は、本弁法を遵守しなければならない。 ^{第2条} 【購入、道路輸送】 ・ 劇毒化学品を購入、道路輸送する場合は、本弁法に基づいて「劇毒化学品購入証」、「劇毒化学品購入許可証」、「劇毒化学品道路輸送通行証」を申請・取得しなければならない。 ^{第3条} 【罰則】 ・ 本弁法に違反した場合は、その程度に応じて、違反行為の停止、劇毒化学品の返却、罰金、行政処分等の罰則が適用される。また、違反行為が犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及される。 ^{第20~27条}

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 規制対象物質と選定理由：

規制対象物質は「劇毒化学物品目録」に掲載されている物質であり、最新の劇毒化学物品目録(2008)には、335の化学品が収載されている。

目録への収載基準は以下の通りであり、いずれもラットを用いた試験によるものである。基準は、日本の毒劇物における「毒物」の基準とほぼ同じである。日本では劇物、毒物、特定毒物に分類して段階的に規制しているが、本法令ではそのような分類はなされていない。

経口：LD50≤50mg/kg

²⁶ <http://www.hxpaq.com.cn/>から入手できる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

経皮：LD50≤200mg/kg

吸入：LC50≤500ppm(気体)又は 2mg/L(蒸気)又は 0.5mg/L(霧)

・規制内容：

劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法」は、劇毒化学品の購入や道路輸送の監督管理を強化し、国家財産と公民の生命財産の安全を保障するという目的により、「中華人民共和国道路交通安全法」、「危険化学品安全管理条例」等の法律、法規の規定に基づき、制定されたものである劇毒化学物品目録は、危険化学品安全管理条例においても規制対象物質として指定されており、生産・貯蔵・使用に関する規制については条例を参照されたい（図表 2.11-12 参照）。

本弁法の規制内容を図表 2.11-25 に示す。

図表 2.11-25 劇毒化学品購買及び道路輸送許可証管理弁法の運用体制

種類	発行対象	発行機構
劇毒化学品購買証	危険化学品の生産企業、劇毒化学品の販売企業、その他生産、科学研究、医療等の分野で常に劇毒化学品を使用する企業	所在地の区を設ける市レベル人民政府公安部門
劇毒化学品準購買証	劇毒化学品を臨時的に購買又は使用する企業	同上
劇毒化学品道路輸送通行証	劇毒化学品を道路輸送が必要な企業	輸送目的地の県級以上の人民政府交通管理部門

・運用体制、実態²⁷：

<組織体制>

治安管理、交通管理部門が担当している。詳細は図表 2.11-14 を参照のこと。

<改定の予定>

ヒアリングによると、今のところ改定の計画はないとのことであった。

²⁷運用体制・実態等に関する記載内容は、主にヒアリング結果から得られたものである。

(c) 特定用途（危険物）

日本の消防法に対応する法令は、「中華人民共和国消防法」である。本法は1998年4月29日に中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第2回会議で可決された。さらに2008年10月28日に中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で改訂が可決された。「改訂消防法」は改訂後すぐに公布され、2009年5月1日より施行されている。図表 2.11-26 にその内容を示す。

ただし、本法で定められている可燃性・爆発性危険物については、具体的には危険化学品安全管理条例に従って管理されている(図表 2.11-12)。

図表 2.11-26 特定用途（危険物）に関する法令

法令名	中華人民共和国消防法
目的等	・「中華人民共和国消防法」（以下、消防法という）は火災を予防し、火災の危害を減少させ、緊急救護活動を強化し、人と財産の安全を保護し、公共安全を守るために制定された。 <small>第1条</small>
所轄官庁	公安部
規制基準や物質リスト	可燃性・爆発性危険物を対象としている。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭の設置については、消防技術基準に適合することが規定されている。可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設は、消防安全要求に適合する場所に設置し、火災と爆発に関する要求に適合する必要がある。<small>第9条</small> ・可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭や、可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設が既に設置されている場合で、前項の規定に適合していない場合は、地方人民政府が関連部門や事業所が安全を脅かす要因を早期に解決、削除するように調整しなければならない。<small>第9条</small> ・可燃性・爆発性危険物を生産する場合は、発火点、引火点、爆発限界等のデータを添付し合わせて爆発防止対策の注意事項を記載しなければならない。<small>第17条</small> ・可燃性・爆発性危険物を生産、貯蔵、販売する場所は、居住場所と同一の建物内に設置してはならず、居住場所と一定の安全な距離を保つことと規定されている ・消防製品は国家標準に必ず適合していることが非通用。国家標準がない場合は、業種標準に適合する必要がある。不合格の消防製品及び国家が淘汰を命じた消防製品を生産、販売、又は使用禁止となる。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制内容：

日本では消防組織法に規定されている事項や、法人・個人の消防活動上の義務等が広範に規定されている一方で、日本の消防法に規定されている「危険物」や「消防設備」等の技術的な規定は、国家標準、業界標準及び行動規範（建築設計防火規範 GB50016-2006 等）に示されており、これに従うとされている。

なお、2008年の消防法改正は、以下の中国消防の主要な課題を反映したものであり、解決の方向性を示したものである。

- ・発展する社会の消防需要に質・量とも対応できていない
- ・都市部／農村部の消防サービスの格差

・救急・救援体制の未整備

改正消防法では消防の基本原則を「政府の統一指導の下、各部門が法に基づく管理監督を行い、各単位が全面的な責任を負い、公民の積極的な参加の下で消防責任制を実施する」と規定して、社会全体に消防への取り組みを求めると共に、地方人民政府各層の責任と義務を明らかにし、消防機構に対しては業務の見直しや権限の強化した²⁸。

・運用体制、実態：

所管は公安部である。

(d) 特定用途（食品添加物）

食品に関する法律として、食品安全法がある。近年中国の食の安全に関する社会的懸念が高まったこと、これまでさまざまな食品規格があり、複雑になっていたこと等を受け、中華人民共和国主席令第9号として、2009年2月28日に中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で採択された後、公布され、2009年6月1日より施行された。

本法は、これまでの食品衛生法に、食品安全リスクの検査、評価制度、食品リコール制度等を加えて、包括的な国家の食品安全の監督管理システムを築いたものである。

このほかに「食品添加物衛生管理法」があり、その下で「衛生部食品添加物登録と受理規定」を制定し、食品添加物登録書類に対する要求を強化した。

また、衛生部は2008年に「食品添加物使用衛生規準(GB2760-2007)²⁹」を公表した。

図表 2.11-27 特定用途（食品添加物）に関する法令（その1）

法令名	中華人民共和国食品安全法
目的等	・食品の安全性を保証し、公衆の身体健康と生命の安全を保障するために制定されている。第1条
所轄官庁	衛生部 食品安全リスク評価専門家委員会：食品安全リスク評価を実施するための医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家から構成される委員会第13条
規制対象物質と選定理由	【食品添加物】 食品添加物：食品の品質や色、香り、味を改善するため、及び防腐、鮮度保持、加工技術上の必要性から食品中に加える人工的に合成された物質又は天然の物質を指す。第99条
規制内容	・中華人民共和国国内で「食品の製造」、「食品の販売」、「食品添加物の製造・販売」、「食品に用いる包装資材・容器・洗浄剤・消毒剤」、「食品の製造・販売に用いる器具・設備」の製造・販売、「食品の製造・販売者の食品添加物」、「食品関連製品の使用」等を行う事業者及び「食品・食品添加物及び食品関連製品に対する安全管理、「食用農産物」の品質安全管理等については、「中華人民共和国農産品品質安全法」の規定を遵守すること。 ・国は、食品安全リスク評価制度を構築し、食品添加物中の生物的・化学的・物理的

²⁸ 株式会社インタ・リスク総研「中国における消防体制と改正消防法の概要」
http://www.irric.co.jp/risk_info/disaster/pdf/saigairisk28.pdf

²⁹ <http://www.moh.gov.cn/publicfiles/business/cmsresources/zwgkzt/wsbz/new/20080401090753.pdf> から入手できる。<http://www.asica.biz/pdf/MOH-08530-1.pdf> に正誤表あり。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	中華人民共和国食品安全法
	<p>危害に対してリスク評価を実施する。国務院衛生行政部門は、食品安全リスク評価業務をとりまとめる責任を負い、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家から構成される食品安全リスク評価専門家委員会が食品安全リスク評価を実施する。<small>第13条</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品添加物の製造者は、食品安全基準に基づいて、すべての製造した食品、食品添加物及び食品関連製品に対する検査を実施しなければならない、検査に合格して初めて出荷又は販売することができる。<small>第38条</small> 国は、食品添加物の製造に対して許可制度を実施する。食品添加物の製造許可を申請する条件、手順は、国の工業製品製造許可証の管理に基づいて執行する。<small>第43条</small> 食品添加物は、技術上必要で、かつリスク評価により安全で信頼できることが証明された場合に、はじめて使用を許可される。<small>第45条</small> 食品添加物は、ラベル、説明書、包装がなければならない。<small>第47条</small> 食品添加物の新しい品種を初めて製造又は輸入する場合、国務院衛生行政部門に申請し、安全性評価資料を提出しなければならない。国務院衛生行政部門は、申請を受けた日から60日以内に審査を実施し、食品安全の要求に適合する場合は、許可書を交付する。<small>第63条、第44条</small>

図表 2.11-28 特定用途（食品添加物）に関する法令（その2）

法令名	中華人民共和国食品安全法实施条例（国務院令第557号）
上位法令	食品安全法
所轄官庁	衛生部 食品安全リスク評価専門家委員会：食品安全リスク評価を実施するための医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家から構成される委員会 <small>第13条</small>
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 食品添加物の新品种を輸入する場合、輸入業者は出入国検査検疫機関に食品安全法第63条に従って取得した許可証明文書を提出し、検査を受けなければならない。<small>第37条</small> 輸入食品添加物には中国語のラベルと中国語の説明書が必要。ラベルと説明書は、食品安全法とその他の関連する法律等に合致し、食品添加物の原産地と国内代理業者の名称・所在地・連絡方法を明記しなければならない。<small>第40条</small> 食品添加物は、ラベル、説明書、包装がなければならない。<small>第47条</small> 国務院衛生部門は、疾病情報と監督管理情報等に基づいて、食品の中から発見された添加物あるいは添加された可能性がある非食用化学物質と人体の健康に危害を及ぼす恐れがある物質のリスト及び検査方法を公表しなければならない。<small>第49条</small> 本条例第40条に合致しない食品添加物を輸入した場合、食品添加物の商品価格が1万円に満たない場合、2,000元以上5万円以下の罰金を科す。商品価格が1万円以上の場合、商品価格の2倍以上5倍以下の罰金を科す。<small>第58条</small>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

食品添加物使用衛生規準(GB2760-2007)は、1981年、1986年、1996年に引き続いて改定されたものである。変更内容は以下の通りであった³⁰。

- 食品添加物の種類及び使用範囲をより明確化：国家衛生部が1996年以降に公布した添加物リストを全面的に統合、整理した。食品添加物を22類、1812種に分類した。
- 標準の科学性の更なる向上：修正においては、コーデックス委員会や、米国、EU、カナダ、オーストラリアを参考とし、業界団体や専門家との協議を経て行った。

³⁰China Food Safety Web <http://www.cfs.gov.cn/cmsweb/webportal/W192/A64026687.html>

- ・ 食品添加物の使用に適した食品分類体系を確立した。

GB2760-2007 には添加物基準が明記されており、用途別（甘味料、着色料等）に、使用できる添加物、使用範囲、最大使用量（g/kg）や残留量（g/kg）が示されている。これにより、「GB2760-1996」と「GB/T12493-1990」が廃止された。ただし、食品栄養強化剤については、「食品栄養強化剤使用衛生標準」（GB14880-1994）「食品添加物使用衛生標準」（GB2760-1996）付則 B の食品栄養強化剤の規定に従うことされている。また香料、エッセンスに使用する食品添加物については、「食品香精標準」（QB/T1505-2007）を参照することとされている。

中国の食品添加物には食品添加物使用衛生規準以外に「衛生部が許可した物質³¹」「衛生部が使用範囲拡大を許可した物質」があるので確認が必要である。これらは衛生部の「食品安全総合調整・衛生監督局」のホームページ³²で確認ができる。

食品添加物については基本的にポジティブリストであり、その点において日本と同じである。

・規制内容：

今回の改訂により、食品安全法に食品安全リスク評価が取り入れられた。これは、近年中国で食品安全問題が多発し、国産食品への不信感が高まったのを背景に、科学的・客観的な情報を発信、食品企業を風評の被害から守り、消費者に安心感を与えることを目指したものである³³。

食品添加物について、食品添加物使用可能リストに登録されていない新しい添加物を製造又は輸入する場合、国務院衛生行政部門に申請し、安全性評価資料を提出しなければならない。1年に4回審査予定であり、審査期間は1年程度である。一方、日本の食品衛生法では、許可されていない食品添加物については基本的に「禁止」であり、評価申請等についての明確な規定はない。

・運用体制、実態：

<運用組織>

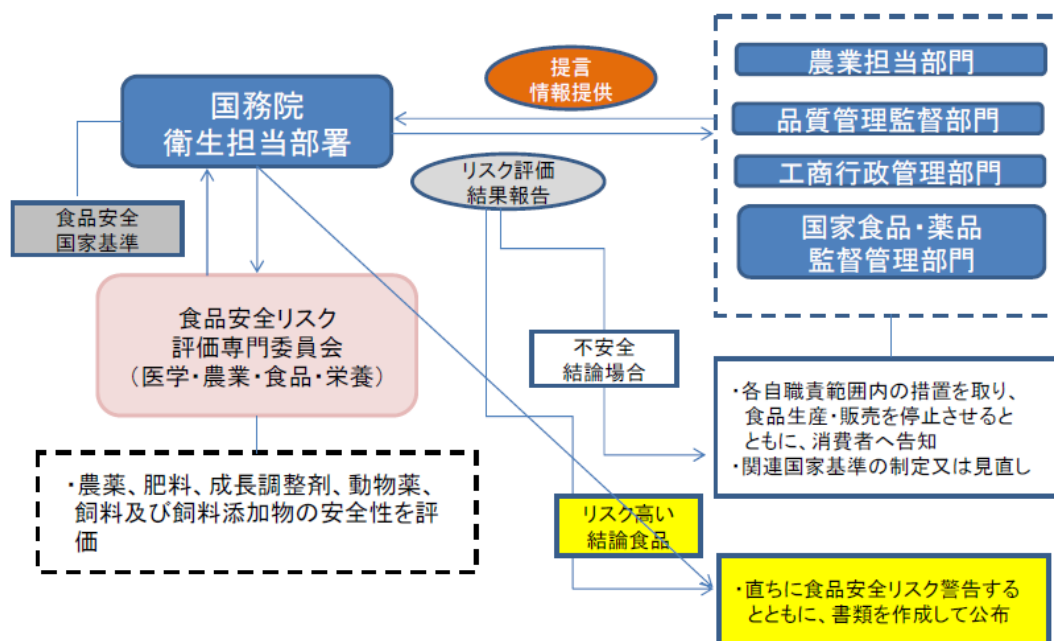
食品安全リスク管理における行政体制とその責務を図表 2.11-29 に示す。

2010年に食品安全委員会が設立された。同委員会は衛生省、農業省等政府の15部門が参加する横断的組織で首相がトップを務める。食品安全委員会はリスク管理を行う機関であり、日本の食品安全委員会がリスク評価機関であるのと異なる。

³¹ <http://www.moh.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/mohwsdj/s9161/index.htm>

³² <http://www.moh.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/mohwsdj/index.htm>

³³ 富士通総研「中国の「食品安全法」を読む」より



図表 2.11-29 安全リスク管理における行政体制

<新たな動き>

中国では、近年、食品安全に関わる法律整備等に集中的に取り組んでいる。食品添加物に関しては、2010年4月に「食品添加物生産監督管理規定」を公布し、「食品安全法」における食品添加物の生産監督管理を具体的に明確化した。また、食品添加物の生産許可管理を一層厳格化した。

食品添加物使用衛生規準(GB2760-2007)も改訂が予定されており、2010年9月にパブリックコメントを終了した。

(e) 特定用途（消費者製品）

日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制」に対応する規制はない。ただし電気電子製品に関しては、中国版RoHS と呼ばれる電子情報製品汚染防止管理弁法がある。

(f) 特定用途（建材）

「建築法」は中華人民共和国主席令第91号として1997年11月1日中華人民共和国第8期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で可決・公布され、1998年3月1日より施行されているが、同法に建材中の化学物質に関する規制は見当たらない。

一方、建設部は2002年に「住宅室内装飾補修管理弁法」を公布・施行した。本弁法では、室内の環境質に関する章が一つ設けられている。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

物質	基準
キシレン(C ₈ H ₁₀)	0.20 mg/m ³ 以下

(g) 排出規制（大気、水質、土壌）

中国では排出規制に関する法令として「中華人民共和国大気汚染防止法」及び「中華人民共和国水質汚染防止法」がある。土壌への排出規制に関する法律はまだ制定されていない。しかし、「環境保護第 11 次 5 ヶ年計画」に 2010 年までに土壌汚染防止法を成立させると記されており、現在法整備の作業が進んでいる³⁵。

【中華人民共和国大気汚染防止法】

本法は、1987 年 9 月 5 日に第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議で可決され、1988 年 6 月 1 日に施行された。その後、経済の急速な発展に伴い大気汚染問題が深刻となったため、1992 年 8 月及び 2000 年 4 月の 2 回にわたり改正が行われた。

図表 2.11-32 特定用途（排出規制）に関する法令（その 1）

法令名	中華人民共和国大気汚染防止法
目的等	・大気汚染を防止し、生活環境と生態環境を保護・改善し、人体の健康を保証し、経済と社会の持続可能な発展を促進する。 <small>第 1 条</small>
所轄官庁	・県級以上の人民政府の環境保護部門が大気汚染防止の統括監督・管理を行う。そのほか、公安部門、交通部門、鉄道部門、漁業部門が関連する大気汚染防止に対して、監督・管理を行う。 <small>第 4 条</small> ・国务院の環境保護行政部門は、国家大気環境品質基準、国家大気汚染物排出基準を制定する。 <small>第 6 条、7 条</small>
規制対象物質と選定理由	（具体的な基準は、国家標準に規定）
規制内容	・①総則、②大気汚染防止の監督管理、③石炭燃焼による大気汚染の防止、④自動車・船舶による汚染の防止、⑤排気ガス・粉塵及び悪臭による汚染の防止、⑥法的責任、⑦附則の全 7 章 66 条で構成され、大気汚染防止の監督管理体制と主要な法制度、燃焼により発生する大気汚染の防止、自動車・船舶による汚染防止、排気ガス・粉塵及び悪臭の防止等について規定を整備し、主要措置、法的責任等を規定している。 【基本要 求】 <small>第 3 条</small> ・国は、各地方の主な大気汚染物の排出総量を計画的に抑制又は逐次削減する。 ・地方の各級人民政府は、管轄区の大気環境品質に対して責任を負い、計画を制定し、措置を講じ、基準を満たすようにしなければならない。 【国民の参与と褒賞】 <small>第 5 条、8 条</small> ・いかなる企業や個人も待機環境を保護する責務を負い、大気環境を汚染する企業や個人を告発する権利を持つ。また、県級以上の人民政府やその関連主管部門は、大気環境の保護・改善において顕著な成績を上げた企業や個人を表彰し褒賞を与える。 【大気汚染防止の監督・管理】 ・国务院の環境保護行政主管部門は、国家大気環境品質基準及び、これと国家の経済的・技術的条件に基づいて、国家大気汚染物質排出基準を制定する。省、自治区等の人民政府は国家大気環境品質基準が定められていない項目に対して、地方基準を制定できる（排出基準については、国の基準がある項目について、厳しい排出基準を制定できる）。 <small>第 6 条、7 条</small>

³⁵ ヒアリング結果。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	中華人民共和國大氣污染防治法
	<ul style="list-style-type: none"> ・大氣中に汚染物を排出する事業所は、規定に従い、<u>汚染物質の種類、数量、濃度</u>を所管部門に<u>申告</u>し、大氣污染防治に関する技術資料を提出しなければならない。第12条 ・大氣中に汚染物を排出する場合、その濃度は、国や地方政府が規定する<u>排出基準</u>を超過してはならない。第13条 ・国は、大氣中に排出する汚染物の種類・数量に基づいて<u>汚染物排出費徴収制度</u>を実施する。徴収した汚染物排出費は国に納入され、大氣污染防治のために利用され、他の目的に流用されてはならない。第14条 ・国と省級政府は大氣汚染物質排出<u>総量規制区域</u>を指定できる。総量規制区域では企業に対して<u>排出総量</u>が割り当てられ、達成することが求められる。第15条 ・国は、省級政府は<u>大氣污染防治重点都市</u>を認定する。認定された都市において基準を満たさない場合、厳格な措置を講じ、國務院が指定する期日までに基準を満たさなければならない。第17条 ・國務院の環境行政主管部門は、<u>大氣汚染モニタリング制度</u>を実施し、大氣環境品質状況に関して定期的に公表する。大・中都市の人民政府の環境保護行政主管部門は、<u>大氣環境の汚染状況</u>は定期的に公表する。第22条、23条 <p>【罰則】 第46条～56条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規制に違反した場合は、その程度に応じて、違反行為の停止命令、期限付き改善命令、警告後の罰金負荷、生産又は操業の停止命令、閉鎖命令等の罰則が適用される。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質と選定理由：

「大氣污染防治法」では、化学物質の排出及び監視測定等について直接規定はしておらず、重要な汚染物に対する規定を設けているのみである。具体的な基準は、国家標準に規定されている(図表 2.11-33)。特徴的なのは、業種別排出基準が沢山あることである。例えば、「工業炉大氣汚染物排出基準」(GB9078-1996)には、二酸化硫黄、水銀、鉛、ベリリウム及びその化合物等 6 化学物質について、各種工業炉窯の有害汚染物の最高許容排出濃度が定められている。業種別排出基準がある業種はその基準が適用され、それ以外の一般工場等には大氣汚染物排出基準 (GB16297-1996) が適用される。「大氣汚染物排出基準」(GB16297-1996)には、窒素酸化物、塩化水素、クロム酸ミスト等 33 化学物質について、煙突の高さ、地域ごとに決められた級別に最高許容排出量(kg/h)及び測定地点における最高濃度(mg/m³)が示されている。

図表 2.11-33 大氣汚染物質に関する国家排出基準

排出基準名	国家標準番号	公開	実行時間
工業汚染物質の希土類排出基準	GB 26451-2011	2011年1月	2011年10月
陶磁器産業の排出基準	GB 25464-2010	2010年9月	2010年10月
アルミニウム産業の排出基準	GB 25465-2010	2010年9月	2010年10月
鉛と亜鉛業界の排出基準	GB 25466-2010	2010年9月	2010年10月
銅、ニッケル、工業汚染物質のコバルト排出基準	GB 25467-2010	2010年9月	2010年10月
マグネシウム、チタン、工業汚染物質の排出基準	GB 25468-2010	2010年9月	2010年10月
硝酸態窒素の排出基準	GB 26131-2010	2010年12月	2011年3月
硫酸業界の排出基準	GB 26132-2010	2010年12月	2011年3月
非道路移動機械のSIエンジンが排出制限と測定方法(第1)	GB 26133-2010	2010年12月	2011年3月

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

排出基準名	国家標準番号	公開	実行時間
及び第2段階)排気			
石炭採掘排出基準(暫定)	GB 21522-2008	2008年4月	2008年7月
めっきの排出基準	GB 21900-2008	2008年6月	2008年8月
合成皮革、人工皮革産業の排出基準	GB 21902-2008	2008年6月	2008年8月
石油貯蔵大気汚染物質の排出基準	GB 20950-2007	2007年6月	2007年8月
ガソリン充填所大気汚染物質の排出基準を	GB 20952-2007	2007年6月	2007年8月
石炭産業の排出基準	GB 20426-2006	2006年9月	2006年10月
セメント業界のための空気汚染物質の排出基準	GB 4915-2004	2004年12月	2005年1月
火力発電所の大気汚染物質の排出基準 ³⁶	GB 13223-2003	2003年12月	2004年1月
ボイラー大気汚染物質の排出基準	GB 13271-2001	2001年11月	2002年1月
食品調理産業排出基準(試行)	GB 18483-2001	2001年11月	2002年1月
工業炉大気汚染物質の排出基準	GB 9078-1996	1996年3月	1997年1月
コークス炉のための空気汚染物質の排出基準	GB 16171-1996	1996年3月	1997年1月
大気汚染物質の総合排出基準	GB 16297-1996	1996年4月	1997年1月
臭気汚染物質の排出基準	GB 14554-93	1993年8月	1994年1月
大型ガソリンエンジン自動車の排出基準と測定法(中国 III 級、IV 級)	GB 14762-2008	2008年4月	2009年7月
オートバイの排出基準と測定法(中国 III 級)	GB 14622-2007	2007年4月	2008年7月
原動機付自転車の排出基準と測定法(中国 III 級)	GB 18176-2007	2007年4月	2008年7月
非道路走行ディーゼルエンジン車の排出基準と測定法(中国 I、II 級)	GB 20891-2007	2007年4月	2007年10月
ガソリン車の空気汚染物質の排出基準	GB 20951-2007	2007年6月	2007年8月
オートバイと原動機付自転車の排出基準と測定法	GB 20998-2007	2007年7月	2008年7月
圧縮点火エンジン及び同搭載車両の排出基準と測定法	GB 3847-2005	2005年5月	2005年7月
スパーク点火エンジン搭載の大型車の排出基準と測定法	GB 11340-2005	2005年4月	2005年7月
スパーク点火エンジン搭載の大型車の揮発性汚染物質排出基準と測定法	GB 14763-2005	2005年4月	2005年7月
圧縮点火エンジンとスパーク点火エンジン搭載車の排出基準と測定法(中国 III、IV、V 級)	GB 17691-2005	2005年5月	2007年1月
プラグ点火エンジン搭載車のアイドリング走行と単純走行モードの排出基準と測定法	GB 18285-2005	2005年5月	2005年7月
軽車両の排出量の排出基準と測定法(中国 III、IV 級)	GB 18352.3-2005	2005年4月	2007年7月
ディーゼル排気の低速車の排出基準と測定法(中国 I、II 級)	GB 19756-2005	2005年5月	2006年1月
オートバイと原動機付自転車の粉じん排出基準と測定法	GB 19758-2005	2005年5月	2005年7月
オートバイと原動機付自転車の低速走行時の排出基準と測定法	GB 14621-2002	2002年11月	2003年1月
スパーク点火エンジンとその搭載車の排出基準と測定法	GB 14762-2002	2002年11月	2003年1月
農業用車両、粉じん排出基準と測定法	GB 18322-2002	2002年1月	2002年7月
圧縮点火エンジンの排出基準と測定法	GB 17691-2001	2001年4月	2001年4月
軽車両の排出基準と測定法(I)	GB 18352.1-2001	2001年4月	2001年4月

出典：環境保護部ホームページ³⁷

本法令により、地方政府は上乘せ基準を制定してよいことになっており、この点において我が国の大防法と類似している。上海市、北京市、重慶市等が独自の基準を設けている。

なお、大気汚染防止法の下に位置づけられる行政法規として、以下のものがある。

³⁶ 近く改定され、より厳しい基準となる予定である。

³⁷ http://kjs.mep.gov.cn/hjbhbz/bzwb/dqhjbh/dqhjzlbz/200608/t20060825_91832.htm

- 「排出汚染物申告登記管理規定(1992)」
- 「環境基準管理弁法(1996)」
- 「汚染源自動モニタリング管理弁法(2005)」
- 「架橋統計管理弁法(2006)」
- 「環境モニタリング管理弁法(2007)」
- 「環境情報公開弁法(2007)」

・規制内容：

中国では一次エネルギーに占める石炭の割合が高い。中国の大気汚染は主に煤煙型汚染であるため、石炭燃焼による大気汚染の防止のために1章を設けている。

直接又は間接的に大気に汚染物質を排出する前に、環境保護行政主管部門に申請が必要である。排出基準や総排出量指標を超過しないものについて、審査・認可を得て排出許可証が発給される。これを所持していないと排出できない。

・運用体制、実態：

<効果、実態>

国の廃ガス中の主要汚染物質の排出量の年次変化を図表 2.11-34 に示す。2009 年の二酸化硫黄の排出量は 2214.4 万 t、煤塵の排出量は 847.2 万 t、工業粉塵の排出量は 523.6 万 t で、前年に比べて、それぞれ 4.6%、6.0%、11.7%減少した。

図表 2.11-34 全国の廃ガス中の主要汚染物質の排出量の年次変化

年度	二酸化硫黄の排出量 (万 t)			煤塵の排出量(万 t)			工業粉塵の排出量(万 t)
	合計	工業	生活	合計	工業	生活	
2006	2589	2235	354	1089	864.5	224.3	808.4
2007	2468	2140	328.1	986.6	771.1	215.5	698.7
2008	2321	1991	329.9	901.6	670.7	230.9	584.9
2009	2214	1866	348.3	847.2	603.9	243.3	523.6

出典：2009 年版中国環境状況公報

中国全土における環境空気質のモニタリング結果の年推移を図表 2.11-33 に、113 の環境保護重点都市における環境空気質のモニタリング結果の年移を図表 2.11-35 に示す。これらより、年々大気環境は改善されていることがわかる。

「2009 年版中国環境状況公報」では、2009 年度の大気環境について、次のように言及されている³⁸。

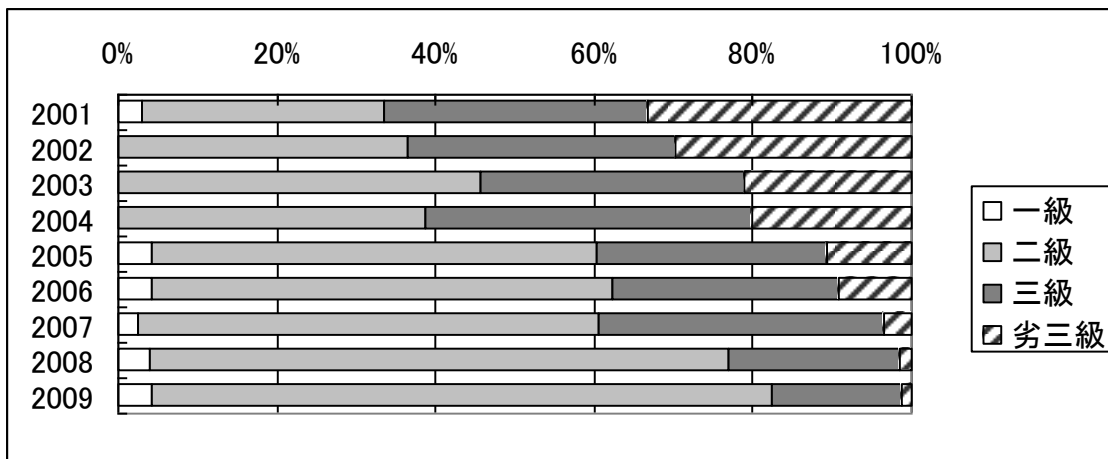
- ・ 全国の都市の空気質は全体的に良好で、前年に比べてやや向上したが、都市の汚染状況は依然として比較的深刻だった。全国の酸性雨の分布区域は安定を維持したものの、酸性雨による汚染も依然として比較的深刻である。

³⁸ http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE08_10_04.htm

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

- ・ 2009 年、環境保護重点都市全体の二酸化窒素濃度は前年並み、二酸化硫黄と吸入性粒子状物質の濃度はいずれもやや低下した。

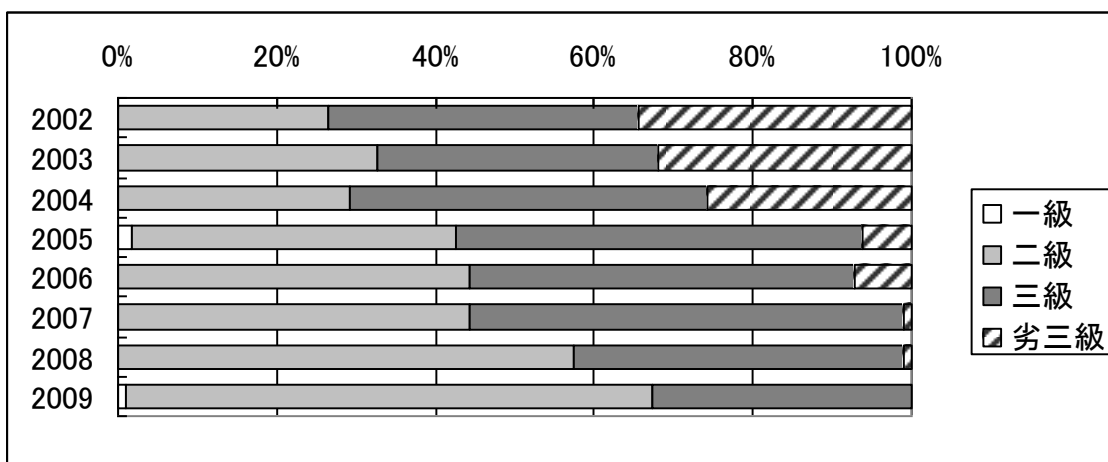


ただし、区分は次の通りである。国家環境基準（環境空気質基準（GB3095-1996））に、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、鉛、ベンゾピレン(a)、フッ化物等合計10の化学物質の空气中濃度上限値が各級ごとに設定されている。

- 一級：自然生態系又は人の健康保護のため、長時間の接触の状況下で全く害のない大気
- 二級：人の健康と都市、農村の動植物の保護のため、長期、短期の接触下で、被害を発生しない程度の大気
- 三級：人の健康保護のため、急性・慢性の健康影響が発生せず、都市における一般的な動植物の成長を妨げない程度の大気
- 劣三級：三級の基準も満たさない大気

中国環境状況公報よりみずほ情報総研作成

図表 2.11-35 全国における大気環境の年推移



ただし、区分は図表 2.11-40 と同じ。

中国環境状況公報よりみずほ情報総研作成

図表 2.11-36 環境保護重点都市における大気環境の年推移

中国では、環境保護第 11 次 5 ヵ年計画(2006～2010)において、2005 年比で国内総生産 GDP 単位当たりの主要汚染物質を 10%削減という「拘束性のある目標」を掲げた。大

気に関しては、指標物質として二酸化硫黄(大気質指標)を取り上げた。2011年から始まる環境保護第12次5ヵ年計画では、二酸化硫黄の排出削減をさらに強化し、新たに窒素酸化物の排出総量に関する指標を増加する予定である。そのため、火力発電所、セメント工場、製鉄所といった主要排出源や移動発生源に対する規制強化の動きが予想されている。

<市民との係わり>

市民は監督の役割、企業は義務の執行、業界団体は指導の役割を担っている。

<課題>

適切な大気排出基準の制定が大きな課題となっている。

<改定の予定>

2009年から環境保護部は「大気汚染防止法」の改定作業を進めているが、いつ公布されるかは不明である。2009年の改正草案では、総量規制、汚染排出許可証の管理、自動車をめぐる環境管理及び処罰の度合い等について、調整が行われた³⁹。

なお、環境保健部は「環境モニタリング条例」を起草中である。本条例案では、環境モニタリングサービスの行政認可に関して規定している。汚染物質を排出している企業は、モニタリング等の義務を負っているが、これを行う設備や技術者をもたない企業は、環境モニタリングサービス資格証書を取得した業者に依頼してモニタリングを行うこと等が規定されている⁴⁰。

<他国との関係>

制定や普及に関して、国際組織からの支援を受けている国際プロジェクト、他国との協力体制等は特になかった。

【中華人民共和国水質汚染防止法】

本法は、1984年5月11日に開かれた第6期全国人民代表大会常務委員会第5回会議の中で可決され、同年11月1日から正式に施行された。

その後、1996年5月15日に開催された第8期全国人民代表大会常務委員会第19回会議において、「水質汚染防止法の改正に関する決定」が可決され、同日に公布・施行された。

以降10数年の間、中国の水質汚染防止対策は、1996年に改正された「水質汚染防止法」に基づいて実施されてきたが、中国経済の急速な発展に伴って水質環境の悪化が激化し、水質汚染事故が頻繁に発生する等の深刻な実態を受けて、2007年8月、国務院は全国人民代表大会常務委員会に、「水質汚染防止法」(改訂草案)の審議を提起した。3度の審議を経て、その改訂草案は2008年2月28日に開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第32回会議において可決され、2008年6月1日から正式に施行されるに至った。

³⁹ 2009年版中国環境状況公報

⁴⁰ 社団法人海外環境協力センター「中国環境情報コーナー」2011年2月

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

図表 2.11-37 特定用途（排出規制）に関する法令（その2）

法令名	中華人民共和国水質汚染防止法
目的等	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚染を防止し、環境を保護・改善し、飲用水の安全を保障し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。<small>第1条</small>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> 県級以上の人民政府の環境保護部門が水質汚染防止の統括監督・管理を行う。そのほか、国土資源部、衛生、建設、農業、漁業等が関連する水質汚染防止に対して、監督・管理を実施する。<small>第8条</small> 国务院の環境保護行政部門は、国家水質環境基準、国家水質汚染物質排出基準を制定する。<small>第13条</small>
規制基準や物質リスト	—
規制内容	<p>【適用】<small>第2条</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 中国国内の河川、湖、運河、水路、ダム等の地表水、及び地下水源の汚染防止のために適用する。香港・マカオ両特別行政区には適用されない。海洋汚染防止は『海洋環境保護法』によるものとする。 <p>【基本要求】<small>第3条</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 「予防を主とし、防止に結びつけ、総合的に処理する」という原則の下、飲用水水源の保護を優先的に行い、工業汚染、都市・鎮の生活汚染を抑制する。農業水源の汚染防止、生態保護活動を積極的に推進する。これにより、水質汚染、生態環境破壊の予防と抑制を行う。 <p>【国民の参与と表彰】<small>第5条</small></p> <ul style="list-style-type: none"> いかなる企業や個人も水質環境を保護する責務を負い、大気環境を汚染する企業や個人を告発する権利を持つ。また、県級以上の人民政府やその関連主管部門は、水質汚染防止業務において顕著な成績を上げた企業や個人を表彰し褒賞を与える。 <p>【水質汚染防止の監督・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国务院の環境保護行政主管部門は、国家水質環境基準及び、これと国家の経済的・技術的条件に基づいて、<u>国家水質汚染物質排出基準</u>を制定する。省、自治区等の人民政府は国家水質環境基準が定められていない項目に対して、地方基準を制定できる（排出基準については、国の基準がある項目について、厳しい排出基準を制定できる）。<small>第11条,13条</small> 国は、<u>重点水質汚染物の排出</u>に対して、<u>総量規制制度</u>を実施する。国から市・県に分配された<u>重点水質汚染物総量指標</u>は、国の規定に基づいて、各汚染物排出事業所まで分配される。指標を達成しない省、市、企業は公表される。<small>第18条,19条</small> 国は、<u>汚染物排出許可制度</u>を実施する。すなわち、廃水・汚水を排出する企業は、<u>汚染物排出許可証</u>を取得しなければならない。取得に関する実施手順は国务院の規定による。<small>第20条</small> 廃水・汚水を排出する事業所は、<u>汚染物質の種類、量、濃度を所管部門に申告・登記</u>しなければならない。その際、水質汚染防止に関する技術資料が必要。また、国务院の規定に基づいて排出口を設置しなければならない。<small>第21条,22条</small> 廃水・汚水を排出する企業は、国务院の規定に従って<u>モニタリング</u>を行い、結果を記録しなければならない（重点汚染物排出企業は、自動モニタリング設備の設置義務を有す）。<small>第23条</small> 直接水域に汚染物を排出する企業は、<u>汚染物質の種類、量、汚染物排出費徴収基準</u>に基づいて、<u>汚染物排出費</u>を納めなければならない。また水質汚染物排出費は汚染防止のために利用し、他の目的に流用してはならない。<small>第24条</small> 国は、<u>水質環境及び水質汚染物排出のモニタリング</u>を行い、国の水質環境の状況に関する情報を公表する。<small>第25条</small> <p>【水質汚染防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 油類、酸液、アルカリ液、劇毒廃液、放射性固体廃棄物の水域へ排出を禁止する。熱廃水、病原体を含む汚水の排出は基準に適合することを保障しなくてはならない。<small>第31条,32条</small> <p>【工業水質汚染防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は水質汚染をもたらす企業に対して、技術改造や排出量の削減を要求しなくては

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

法令名	中華人民共和国水質汚染防止法
	<p>ならない。第40条</p> <p>【飲用水水源の保護】 ・国は飲用水水源保護区制度を制定する。保護区内に汚染物排出口を設置することは禁止される。第57条,58条</p> <p>【罰則】 法規制に違反した場合は、その程度に応じて、違反行為の停止命令、期限付き改善命令、警告後の罰金負荷、生産又は操業の停止命令、閉鎖命令等の罰則が適用される。第69条~90条</p>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質と選定理由：

「水質汚染防止法」では、化学物質の排出及び監視測定等について直接規定はしておらず、重要な汚染物に対する規定を設けているのみである。具体的な基準は、国家標準に規定されている（図表 2.11-38）。様々な業種別排出基準が設けられており、業種別排出基準がある業種はその基準が適用され、それ以外の一般工場等には「総合排出基準」（GB8978-1996）が適用される。また、下水処理場を経由する場合は「都市下水処理場排出基準」（GB 18918-2002）が適用される。

図表 2.11-38 水質汚染物質に関する国家排水基準

排出基準名	国家標準番号
希土類工業の排出基準	GB 26451—2011
硫酸業界の排出基準	GB 26132-2010
硝酸態窒素業界の排出基準	GB 26131-2010
マグネシウム、チタン工業の排出基準	GB 25468—2010
銅、ニッケル、コバルト業界の排出基準	GB 25467 —2010
鉛と亜鉛業界の排出基準	GB 25466 —2010
アルミニウム産業の排出基準	GB 25465—2010
陶磁器産業の排出基準	GB 25464—2010
インク業界の排出基準	GB 25463-2010
酵母業界の排出基準	GB 25462-2010
澱粉業界の排出基準	GB 25461-2010
製糖業界の排出基準	GB 21909-2008
医薬工業用の混合製剤 の排出基準	GB 21908—2008
バイオ製薬業界の排出基準	GB 21907—2008
製薬業界の排出基準	GB 21906—2008
抽出製薬業界の排出基準	GB 21905-2008
化学合成製薬業界の排出基準	GB 21904—2008
発酵製薬業界の排出基準	GB 21903—2008
合成皮革、人工皮革業界の排出基準	GB 21902—2008
めっき工業の排出基準	GB 21900—2008
羽織工業の排出基準	GB 21901-2008
紙パルプ業界の排出基準	GB 3544-2008
複素環農薬業界の排出基準	GB 21523—2008
サポニン工業の排出基準	GB 20425—2006
石炭産業の排出基準	GB 20426—2006
医療機関の排出基準	GB 18466-2005

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

排出基準名	国家標準番号
ビール業界の排出基準	GB 19821—2005
グルタミンソーダ業界の排出基準	GB 19431-2004
クエン酸業界の排出基準	GB 19430-2004
武器業界(爆弾)の排出基準	GB 14470.3-2002
武器業界(爆発物)の排出基準	GB 14470.1-2002
武器業界(爆発装置)の排出基準	GB 14470.2-2002
都市下水処理場排出基準	GB 18918-2002
家畜家禽の排出基準	GB 18596-2001
下水の海洋処分の排出基準	GB 18486-2001
アンモニア業界の排出基準	GB 13458-2001
総合排出基準	GB 8978-1996
リン酸肥料業界の排出基準	GB 15580-95
苛性ソーダと塩化ビニル業界の排出基準	GB 15581-95
航空宇宙推進剤水の排出基準	GB 14374-93
食肉加工業界の排出基準	GB 13457-92
鉄鋼業界の排出基準	GB 13456-92
繊維業界の排出基準	GB 4287-92
海洋石油開発業界排水基準	GB 4914-85
造船業界の排出基準	GB 4286-84
船舶排出基準	GB 3552-83

出典：環境保護部ホームページ⁴¹

本法令により地方政府は上乘せ基準を制定してよいことになっており、この点において我が国の水濁法と類似している。上海市、北京市、重慶市等が独自の基準を設けている。

なお、水質汚染防止法の下に位置づけられる行政法規として、以下のものがある。

- 「汚染物排出費徴収基準管理弁法(2003)」
- 「汚染源自動モニタリング管理弁法(2005)」
- 「河川排出口監督管理弁法(2004)」
- 「環境モニタリング品質管理弁法(2006)」
- 「環境情報公開弁法(2007)」

・規制内容：

本法令の今回の改正では、水質汚染防止に関する各法律制度を重点的に強化している。例えば、水質環境保護目標責任制度と審査評価制度が新たに追加されており、重点水質汚染物排出の総量規制制度を強化し、汚染排出許可証制度を全面普及し、水質環境品質と水質汚染物排出のモニタリング制度を確立し、飲用水水源保護区管理制度と水質汚染事故応急処置制度等を具体的に規定している。

・運用体制、実態：

<効果、実態>

国の廃水と主要汚染物質の排出量の年次変を図表 2.11-39 に示す。2009 年の廃水排出

⁴¹ <http://kjs.mep.gov.cn/hjbhbz/bzwb/shjbh/swrwpfbz/index.htm>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

総量は 589.2 億 t で、前年に比べて 3.0%増加した。化学的酸素要求量 (COD) の排出量は 1277.5 万 t で、前年に比べて 3.3%減少した。アンモニア性窒素の排出量は 122.6 万 t で、前年に比べて 3.5%減少した。

図表 2.11-39 全国の廃水と主要汚染物質の排出量の年次変化

年度	廃水排出量(億 t)			化学的酸素要求量 (COD)排出量(万 t)			アンモニア性窒素排出量(万 t)		
	合計	工業	生活	合計	工業	生活	合計	工業	生活
2006	536.8	240.2	296.6	1428.2	541.5	886.7	141.3	42.5	98.8
2007	556.8	246.6	310.2	1381.8	511.1	870.8	132.3	34.1	98.3
2008	572	241.9	330.1	1320.7	457.6	863.1	127	29.7	97.3
2009	589.2	234.4	354.8	1277.5	439.7	837.8	122.6	27.3	95.3

出典：2009 年版中国環境状況公報

7 大水系における水質のモニタリング結果の年推移を図表 2.11-40 に、重点湖・ダムにおけるの水質のモニタリング結果の年推移を図表 2.11-41 に示す。7 大水系の水質については、年々水質は改善されているものの、それでも約半分が飲用に適さない状態にある。また、重点湖・ダムの水質については、年々の改善傾向もあまり見られない状態である。

「2009 年版中国環境状況公報」では、2009 年度の水質環境について、次のように言及されている⁴²。

- ・ 全国の地表水の汚染状況は依然として比較的深刻である。七大水系全体では軽度の汚染、浙江・福建エリアの河川は軽度の汚染、西北地域の諸河川は軽度の汚染、西南地域の諸河川の水質は「良好」だが、湖（ダム）の富栄養化の問題が際立っている。
- ・ 7 大水系の主な汚染指標は過マンガン酸塩指数、5 日間 BOD、アンモニア性窒素である。そのうち、珠江、長江の水質は「良好」、松花江、淮河は軽度の汚染、黄河、遼河は中度の汚染、海河は重度の汚染である。
- ・ 重点湖・ダムの主な汚染指標は総窒素と総リンである。栄養状態は重度の富栄養化が 1 ヶ所で全体の 3.8%、中度の富栄養化は 2 ヶ所で 7.7%、軽度の富栄養化は 8 ヶ所で 30.8%、その他はいずれも中度の富栄養化で 57.7%であった。
- ・ 地下水（井戸）の水質モニタリングの結果、I～II 類（各種使用用途に適する水質）の井戸が 2.3%、III 類（適合集中式的生活飲用水水源及び工業・農業用水に適する水質）の井戸が 23.9%、IV～V 類（飲用以外のその他の用途に適する水質）の井戸が 73.8%だった⁴³。主な汚染指標は総硬度、アンモニア性窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、鉄及びマンガン等である。全体的に見ると、全国の地

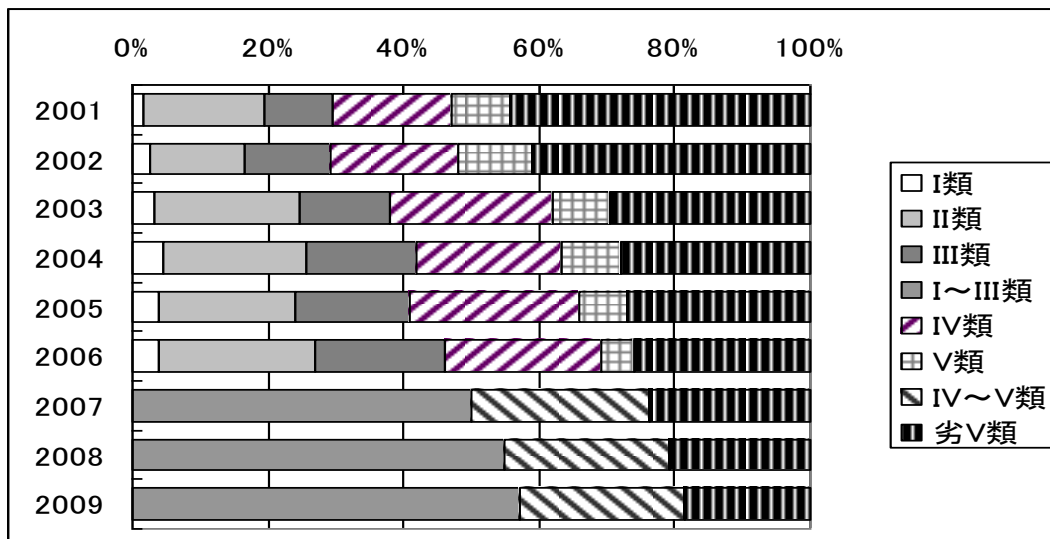
⁴² http://www.china-epc.cn/japan/CNE/CNE08_10_02.htm

⁴³ 地下水品質基準(GB/T14848-1993)では、I～V 類別に、色度、濁度、鉄、銅、シアン化物、大腸菌群等全 39 項目について、基準が定められている。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

下水の水質状況は前年に比べて大きな変化はなく、水質は全体的に悪化傾向を呈している。



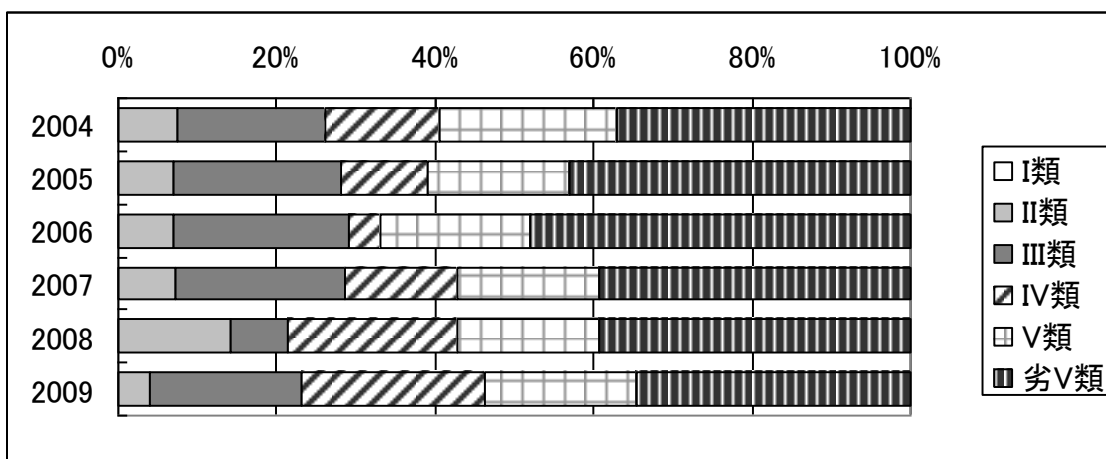
ただし 区分は次の通りである。国家環境基準（地表水水質環境基準（GB3838-2002））に、窒素、リン等24項目の基準値が各類ごとに設定されている。

- I類：源流や国家自然保護区域で使用される水
- II類：一級保護区域の生活用水の水源、希少魚類保護区、魚・海老産卵場等で使用される水
- III類：二級保護区域の生活用水の水源、遊泳区等で使用される水
- IV類：一般工業用水、直接人体に触れない娯楽用水区で使用される水
- V類：農業用水区域、一般景観上必要な水域で使用される水
- 劣V類：V類の基準も満たさない水域

なお、「2007年以降はI～III類、IV～V類という分類で示されている。

中国環境状況公報よりみずほ情報総研作成

図表 2.11-40 7大水系における水質類別の年推移



区分は図表 2.11-40 と同じ。

中国環境状況公報よりみずほ情報総研作成

図表 2.11-41 重点湖・ダムにおける水質類別の年推移

また、2009年の全国環境法執行・環境緊急対応管理事業会で次のように報告されている⁴⁴。2008年のモニタリングの結果、国家重点監視対象の重点汚染源は、約2000社の廃水汚染源、約900社の都市污水处理場、約2000社の排ガス汚染源があり、汚染排出基準超過率は30～40%に達する。さらに、2009年2月、環境保護省は72カ所の重点汚染源の現場で抽出検査を行い、25%の企業汚染処理施設で正常稼動していなかった。

さらに、2010年3月20日、環境保護部は「2009年度国家重点監視企業と污水处理場の主要汚染物質が排出基準を超える状況に関する通達」を公表した。別添「基準超過企業リスト」によると、7,043社の国家重点監視企業のうち、2,713社は規準を超えて汚染物質を排出しており、これは企業総数の約4割を占める。これにより、一部の国有企業は環境保護の障害になっていることが分かった⁴⁵。

以上のように、水質を改善するために、排水処理設備の導入や超課金制度等の対策を行っているものの、基準を守れていない企業が多くある。また、守るよりも超過金を払うほうがトータルコストとして安いといった事情もあるようである。

中国では、環境保護第11次5ヵ年計画(2006～2010)において、2005年比で国内総生産GDP単位当たりの主要汚染物質を10%削減という「拘束性のある目標」を掲げ、水質に関する指標物質としてCODを取り上げた。2011年から始まる第12次5ヵ年計画では、CODの排出削減をさらに強化し、新たにアンモニア性窒素の排出総量に関する指標を増加する予定である。

<市民との係わり>

企業に対して、市民が監督、業界が指導の役割を果たしている。

<課題>

流域の特徴に合った基準の制定と、流域をまたぐ各省・市の間の協調が大きな課題となっている。

また、「中国における環境汚染の現状と対策、環境対策技術ニーズ」⁴⁶によれば、水質汚濁対策の課題として、以下の点が挙げられている。

- ・ 水環境管理に関する政策決定の技術サポートが弱い
- ・ 水環境管理体制の統一調整が特に欠乏
- ・ 水環境管理の技術体系が整理されておらず、矛盾する
- ・ 水汚染防止政策の実施と理論に大きな差があり、水環境分野への投融資が汚染防止の需要を満たす事が出来ない

⁴⁴ 日中環境協力支援センター有限公司

⁴⁵ 社団法人海外環境協力センター「中国環境情報コーナー」2010年4月

⁴⁶ 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/china/SeisakuCH.html>

- ・ 農村の環境保全、農業面源の規制、飲用水安全の監督管理体制と政策体系が欠乏

<改定の予定>

同法は 2008 年に改正・公布されており、今のところ改定の予定はない。

ただし主要汚染物質の排出削減に向けて、現状、行政費用として徴収されている汚染排出費を新しい税種となる環境税に組み替える改革が進められている。

<他国との関係>

制定や普及に関して、国際組織からの支援を受けている国際プロジェクト、他国との協力体制等は特になかった。

(h) 環排出規制 (PRTR)

日本の化管法の PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)に対応する法令はないが、以下の法令において、排出量の届出制度がある。

・ 新規化学物質環境管理弁法

通常申告対象の新規化学物質(つまり、製造・輸入量が一定以上の新規化学物質)が、危険類新規化学物質又は重点環境管理危険類新規化学物質に分類された場合、年次報告書において、環境への暴露及び放出を報告しなければならない。

・ 大気汚染防止法、水質汚染防止法

大気中に汚染物を排出する事業所や廃水・汚水を排出する事業所は、規定に従い、汚染物質の種類、数量、濃度を所管部門に申告し、汚染防止に関する技術資料を提出しなければならない⁴⁷。

また総量規制区域(大気)や重点水質汚染物(水域)に関して、企業に対して排出総量が割り当てられていることから、排出量を把握、報告しているものと思われる。

一方で、「環境情報公開弁法」のもと汚染物質の排出情報を公表するしくみが設けられている。「環境情報公開弁法」は 29 の条文からなり、「環境保護部門が公布する政府環境情報について、国の関係規定に基づいて認可が必要な場合、認可を得ないで公布してはならない(第 9 条)」、及び「環境保護部門が政府環境情報を公開することによって、国家の安全、公共の安全、経済の安全、社会の安定に悪影響が及んではならない(第 10 条)」との制限はあるものの、「環境保護部門は職責・権限の範囲内で、社会に向けて、政府環境情報を自発的に公開しなければならない(第 11 条)」としている。

環境保護部門が公開しなければならない「政府環境情報」としては、第 11 条に、17

⁴⁷ これについて、暴露及び放出量は一般に公開される可能性は低いとの情報を関係者ヒアリングにより得た。

項目が挙げられ、その中の 13 及び 14 項目に以下の規定がある。

(13) 汚染物質の排出が国家又は地方の排出基準を超えている、又は汚染物質の排出総量が、地方人民政府が査定した排出総量抑制指標を超えている汚染が深刻な企業のリスト

(14) 重大、特大の環境汚染事故又は事件を起こした企業のリスト、すでに発効している環境行政処分の決定の執行を拒絶している企業のリスト

また、企業に対しては、自らの意思で環境情報を、報道機関、インターネット、あるいは環境報告書等で公開することが奨励され(第 19 条)、前記の第 11 条 13 項でリストアップされた企業は、リストが発表されてから 30 日以内に、以下の情報を一般に公開するとともに、所轄の環境保護部門に届けなければならないことになっている(第 20 条)。

<公開しなければならない事項>

1. 企業名称、住所、法定代表者

2. 主要汚染物質の名称、排出方式、排出濃度及び総量、指標超過・総量超過状況
基準超過企業リストは環境部のホームページ⁴⁸から入手できる。

また、最近のトピックとして、2010 年 9 月、環境保護部は「上場企業環境情報公開の指針(案)」を公表し、パブコメを行った。本指針(案)には「火力発電、鋼鉄、セメント、電気分解アルミニウム等の 16 種類の重汚染業界の上場企業は、年度の環境報告を發表して、定期的に汚染物質の排出状況、環境法律の守りと環境管理等に関する環境情報を公表すべき」とされている⁴⁹。

(4) 管理制度の国際整合性等

【既存化学物質リスト】【新規化学物質の管理】【リスクベースの管理の導入】

東アジアの中では比較的早くから、環境担当と労働担当の官庁が既存化学物質リストや新規化学物質の事前審査を取り入れている。新規化学物質の評価はリスクベースであり、評価の主体は企業ではなく行政である。なお、既存化学物質リストができているが、これに関する評価・管理等は今のところ行われていない。

【海外の影響】

国際経済社会への参加に伴う国際調和の確保の必要性が、化学物質管理制度の整備の契機となっており、その意味では、国際的な動向を注視しているといえる。最近の化学物質管理の新法令の動きにおいては、日本とともに REACH を意識している。

また、中国は以下の 2 国間協力関係を結んでいる。

・ スウェーデン化学局(KemI)

中国環境保護局とスウェーデンの化学局は 2007 年から協力関係を結んでいる。両者の関心課題は化学物質関連の法令やリスク評価である。またスウェーデンは、

⁴⁸ <http://cpsc.sepa.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201003/W020100326581525936861.pdf>

⁴⁹ 社団法人海外環境協力センター「中国環境情報コーナー」2010 年 9 月

中国における船の防護塗料に含まれる DDT の代替を支援しており、2010 年 10 月には代替防護塗料の試験結果について討議した。また 2010 年 6 月からは水銀に関する協力も行っており、2010 年 10 月には北京でワークショップを計画した⁵⁰。

・ ドイツ

中国とドイツは、2006 年から水質のリスク評価の分野で二国間協力を行ってきた⁵¹。2009 年 6 月には電気自動車、化学物質の安全性、廃棄電子製品、水質管理分野で共同プロジェクトを立ち上げることを決定した⁵²。

また、日本の化学物質関連の支援の 1 つに、JICA の日中友好プロジェクト(2000 年～2005 年)がある。すなわち、中国における医薬品の安全性確保を目的とした、GLP 基準に基づく検査実施体制の確立のための技術指導、人材育成である。当該プロジェクトは医薬品を対象としたものであったが、本プロジェクトの成果が、新規化学物質の毒性試験を行う GLP 機関の設立へも少なからず影響を及ぼしたと思われる。そのほか、日中水環境パートナーシップを結んでおり、平成 19 年の日中環境保護共同声明においては、水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれた。

国際条約に関する状況について以下に述べる。

・ ストックホルム条約

2004 年に加盟。環境保護部が事務局を務めている。2007 年 4 月に NIP が国務院に承認され、同年 7 月に NIP インセプション会議が開催され、2009 年に農薬の残留性有機汚染物質 (POPs) の削減作業が完了した。

環境保護部は、POPs 対策を 2010 年度の重要課題として位置付け、関連する政策や規制の策定と強化、「POPs 汚染防止管理の第 12 次 5 ヶ年計画」の作成、地方研修の実施、全国的な POPs 調査の実施、モニタリング及び監督管理等に取り組んでいる。

・ ロッテルダム条約

2005 年批准。環境保護部が担当。

【データベース】

中国では化学物質毒性データベースが構築されている (<http://chem.sdb.ac.cn/>)。このデータベースは以下の 3 つのデータベースから成る。保有者は中国科学院の科学コンピュータネットワークインフォメーションセンターである。

- ・ 化学物質安全性特性データベース

⁵⁰ スウェーデン化学品局の HP より。

⁵¹ www.un.org/esa/dsd/dsd_aofw_ni/ni_pdf。

⁵² http://bundesumweltministerium.de/english/press_releases/archive/16th_legislative_period/pm/pdf/45092.pdf

7,300 以上の一般的な化学物質について、物理化学特性、可燃性、爆発性、毒性、CAS 番号、化学名、商品名、分子量、分子式等が収められている。データベースの大きさは約 5MB である。

- ・ 化学物質の毒性データベース（中国語）

1953 年以來の国内定期学会誌等の科学論文、化学物質に関する試験、観測データ等が 3,300 以上収められている。データベースの大きさは約 5.6MB である。

- ・ 有害化学物質のデータベース

刺激性、変異原性、発がん性、生殖発生等の毒性データ、環境や労働基準、EPA の評価書等。50 年代から蓄積されたもので 15 万件以上収められている（2003 年時点）。毎年 4 回以上更新されており、データベースの大きさは約 300MB である。

ただし、GHS の実施等に際して、化学物質に関する信頼できるデータや情報が不足しており、データベースの充実が望まれている⁵³。

【WSSD への対応】

ヒアリングによれば、化学物質に関する WSSD の 2020 年目標(化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を最小化する)に向けたアクションプラン等に関する動きは、今のところないとのことであった。

なお、中国では、中期的な重点事業者経済運営等の在り方を 5 年ごとに計画している。2010 年までの環境保護第 11 次 5 ヵ年計画では、2005 年比で国内総生産 GDP 単位当たりの主要汚染物質を 10%削減という「拘束性のある目標」を掲げた⁵⁴。2011 年からはじまる環境保護第 12 次 5 ヵ年計画（案）では、温室効果ガスの削減、大気や水質の改善、環境技術の開発等、環境問題への対応を最重要課題に挙げている。この期間の中国の環境保護投資は 3 兆元を超える見込みとのことである。

また、国務院は 2010 年に戦略的新興産業として 7 つの分野を掲げた。このうちの 1 つに「省エネ・環境保護産業」が含まれ、当該分野を「産業」として強化する方針を打ち出した。

以上、WSSD の目標とは直接の関係性は薄いですが、化学物質も含めた「環境保護対策」は近年急速に強化されていることは確かである。

【日本の支援の可能性】【我が国の化学物質管理の方向性】

⁵³ 「第 4 回化学物質国際対応ネットワークセミナー 日中韓 GHS セミナー」及びヒアリング結果

⁵⁴ 主要汚染物質に関しては排出規制管理を徹底したため、目標は前倒しで達成された。しかしながら、規制によるノルマ達成が優先してしまい、汚染の実態が見過ごされ、本質的な改善となっていない一面もあり、今なお大気や水質の汚染は深刻である（中国日本商会(2010)「中国経済と日本企業 2010 年白書」）

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.11 中国

改定されたばかりの中国の新規化学物質審査制度では、リスク評価を取り入れたが、欧州の REACH と異なり、リスク評価の主体は行政である。多くの物質を効率的に精度よくリスク評価を行なう必要があり、運用における技術的課題を抱えている可能性がある。物質の優先順位付けや段階的なリスク評価等、日本の化審法の運用を通じて培ったノウハウで支援できることは数多くあると思われる。

また、GHS の導入等に際して、より詳細で幅広いデータベースに対するニーズがあり、知的基盤の構築については、日本の支援が望まれている。

また排出規制を強化しているにも関わらず、依然として大気や水質の汚染は深刻な状況である。その原因の 1 つは、国内企業の意識の低さにあると思われる。環境に関する違法行為も後を絶たない。従って、レスポンシブルケアや CSR に関するワークショップを開催する等、啓蒙、教育の面からの中国への支援も重要であると思われる。政府も環境基準の設定と遵守に関して課題を感じており、優良な民間の環境技術を買上げるシステムを作る等環境改善の方法を模索している。この点においても日本の環境技術力を提供し、支援することが可能と思われる。

中国ではリスク評価を規制に取り入れ始めたところであり、今後もその方向で進むものと思われる。規制が精度よく運用されるようになれば、いまだ数多く残っている物質のリスク評価を協力して効率的に進める等、アジア全体で WSSD の 2020 年の目標に向かってアクションをとる事が可能と思われる。そのために、日本としては、まずは両国間での相互理解を深めながら、情報共有の仕組みづくりを進めることができるであろう。